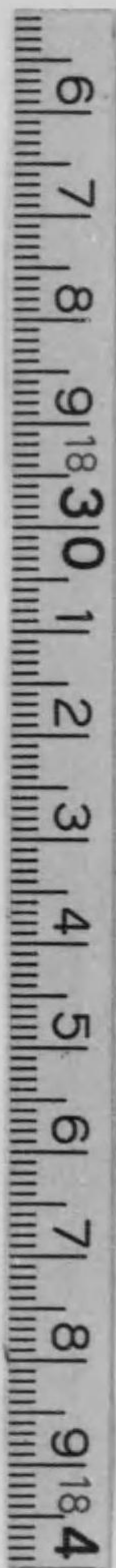


市民教育資料

275.5

7



始



岡山市立岡山商業學校編纂

市民教育資料

275.5-7



勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
 樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
 兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
 體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
 父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
 己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
 智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
 開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義

大正
 5. 4. 8
 内交

勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

市民教育資料目次

勅語及戊申詔書述義	一頁
教育勅語述義	一
戊申詔書述義	七
憲法發布勅語	七
憲法發布詔勅	六
大日本憲法	一九
五箇條ノ御誓文	二七
嫁の心得	二六
生徒心得	三三
第一章 家族的材料	三五頁
(一) 我家の歴史	三六
(二) 父母及自己の誕生日及年齢	三五
(三) 族稱	三七
(四) 親族	三七
(五) 戸籍法	四〇
(六) 印	四二
(七) 年中行事	四一
(八) 忌服に關すること	四二
(九) 雜名稱	四三
(一〇) 一家の資産	四七
第二章 郷土的材料	四八
(一) 岡山市	四九
(二) 岡山縣	五二
第三章 社會的材料	五四頁
(一) 郵便物差出の注意	五四
(二) 電信文を認むる時の注意	五五
(三) 市制の概要	五五
(四) 市區改正	五九
(五) 市の衛生	五九
(六) 時に關すること	六〇
(七) 方位	六三

八珠算に關すること…………… 九〇
 (二) 未成年者喫烟禁止法…………… 七〇
 (三) 辯護士、執達吏、公證人…………… 七〇
 (四) 書翰に關すること…………… 七二
 (五) 假名遣に關すること…………… 七六
 (六) 文字音に關すること…………… 八一
 (七) 尺の種類及布帛の丈幅…………… 八六
 (八) 文典に關すること…………… 八七

第四章 國家的材料…………… 九〇頁

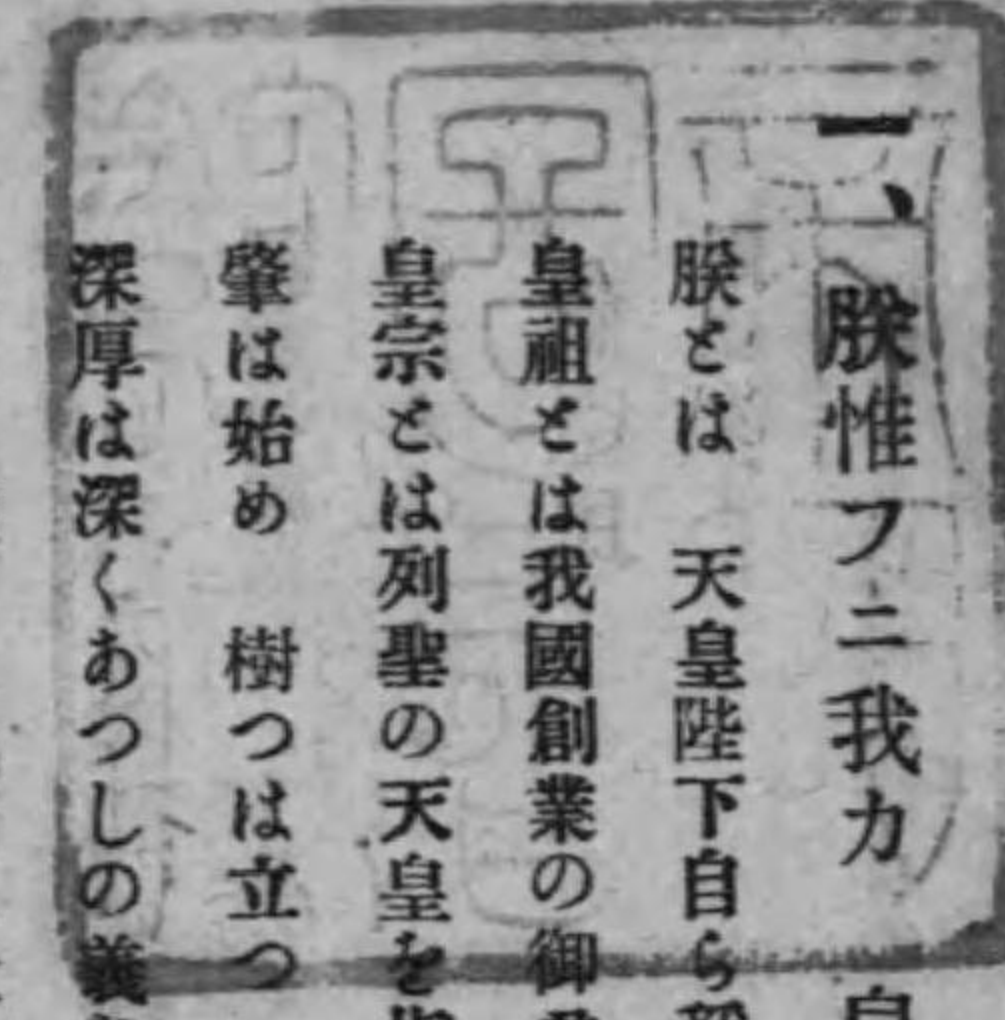
(一) 皇室に關すること…………… 九二
 (二) 日本臣民の權利義務…………… 九三
 (三) 樞密顧問…………… 九三
 (四) 帝國議會…………… 九五
 (五) 内閣…………… 九五
 (六) 地方官廳…………… 九五
 (七) 租借地…………… 九五
 (八) 地方自治體…………… 九六
 (九) 裁判所…………… 九六
 (一〇) 法律…………… 九六
 (一一) 稅…………… 一〇〇
 (一二) 三爵位勳章に關すること…………… 一〇六
 (一三) 官吏の階級に關すること…………… 一〇九
 (一四) 祝祭日に關すること…………… 一〇九
 (一五) 陸海軍に關すること…………… 一一一

附 録

- 算術各種問題集
- 珠 算 定 式
- 珠算加減算練習題

勅語及戊申詔書述義

勅 語



朕惟フニ我カ 皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ

朕とは 天皇陛下自ら稱したまふ御辭
 皇祖とは我國創業の御君
 皇宗とは列聖の天皇を指して宣ひたり
 肇は始め 樹つは立つ 宏遠は廣く遠し
 深厚は深くあつしの義なり

恭しく惟るに我國は太古 天照大御神天孫瓊々杵尊に勅して日向の高千穂の峯に天降らせたまひてより
 三世を経て神武天皇に至り都を大和の橿原に定め給ひ夫より 今上天皇に至るまで代を重ねること百
 二十二代年を経ること二千五百七十有餘年の今日に至るげにめでたき國柄なり
 しかのみならず皇祖皇宗は臣民は視ること子の如くひたすら仁政を施し給ひ其恩徳の深く厚きこと限り
 なきなり

二、我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ

臣民は日本臣民 克くは能く 億兆は民 濟は成なり

忠孝は我が國民道德の基なり忠と孝とは其情一にして唯其至誠を盡すにあるなり至誠なれば親に對しては孝となり君に對しては忠となる此道は遠く建國の昔より今日に至る迄我等の祖先か承け來り承け繼ぎて此美德を全ふせるより斯くは宣せらる

三、此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

精華は純白にして雜なき良華の意 淵源は本元 忠孝の大道は我國特有の美風にして教育の淵源なりとのたまはせ給ふ

爾臣民

爾は汝なり

これより以後は修身の大綱をあげさせ給ふ

爾臣民の字は臣民を警呼し給ふ語なり

四、父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ

孝の道はよく父母の身を養ひ能く其心を安んずるを云ふ不幸にして父母世を去らるゝこともあらは只管愛慕の念を失はず又祖先の祭りを怠らぬことに心せよと仰せらる

兄弟姉妹は同じ父母の遺體を受けたるものなれば兄弟は弟妹をいつくしみ弟妹は兄弟を敬ひかりそめにも慾心をはさます窮乏相助けて幸福を完ふすへしと宣へり

夫婦は互に相和睦せよ夫は婦に對して親愛の情を盡し婦は夫に對して貞淑の道を守り相和し和睦ひて一家を保つへしと宣せ給ふ

朋友の間に於て尤も大切なる道は信實にあれば此道を取りはつさる様常々心せよと仰せらる

五、恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ

恭はうやくしく儉はつゝまやか

進退動作其禮を失はず衣食住總へて素質を守り身を修め家を興しわか好む所を以て人に施し身分相應に慈惠の道を立てよと仰せらる

六、學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ

智徳は車の兩輪の如く二つのもの備はらざれば有用の人物とは云ひ難し智ありて徳なければ其の智を用ひて惡を爲すに至る故に臣民たるものは學藝を修め智能を啓くと俱に常に徳行を研いて兩全の策を全ふすへしと宣へり

七、進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

如何に學問藝業に熟達するも之を天下に施して國家世人の利益を計るにあらざれば一つの死物となりて

何の用をもなさずれば能く應用の道を講し以て衆人を裨益し國家の富强文明を計り能く世の務を盡せよと仰せらる

八、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

國憲は明治二十二年二月十一日紀元節の吉辰に發布し給ふ帝國憲法なり

國法は法律規則を云ふ

憲法と法律規則とは國家の安寧秩序を保ち良民を保護する爲めに設けたるものなれば能くこれを遵奉せよと仰せらる

九、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ

平生より義勇の心を養ひ鍛へ一朝國家變亂の際には身を挺て國家の爲めに盡せよと諭させ給ふ

一〇、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

天壤は天地扶翼は助くることなり

我國は萬世一系の天皇永く此國に君臨ましめて天地と共に窮りなく實にたくひ少き國柄なりこれ全く歴代御聖徳の然らしむる處なるも聖勅にはなほ扶翼せよと仰せらる我等臣民は誰か感奮興起せざらんや

一一、是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

是の如きは父母に孝により以下扶翼すへし迄を云ふ

我國は開闢以來君臣の分正しく定まりて歴代の天皇は臣民を子の如く世々の臣民は君主を見る慈母の如く其情誼の相親しきは我國特有の美風なれば汝等臣民は前條の道徳を修め世に處せば朕か忠良の民となるのみならず汝等か祖先の遺風を發揚するものなりと仰せらる

一二、斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所

斯の道とは前條國民道徳の總體を云ふ

前條に宣へる忠孝彝倫の道は人の常典にして上は皇祖祖宗躬親ら踐み行はせ給ひ下臣民子々孫々相共に遵奉し上下相親和して今日に至りたるものなりと仰せらる

一三、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

忠孝彝倫の道は人の常典なれば人類のある限りは時の古今國の内外を以て差異あるものにあらず萬世一徹のものぞと仰せらる

一四、朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

拳々は捧持 咸は皆 庶幾は希ふ

天皇陛下躬親ら率先して臣民と俱に此道を守り其徳を一つにせんと宣はせ給ふ雲上の尊ぶとき御身を以

て下は賤しき民とも心を協せ上下一致して其徳を一にし以て祖宗に報いんと宜ふに至つては誰か感泣に堪へざらんや

戊申詔書

一、朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス

此一節は方今文化の趨勢及其惠澤を明示し給へるなり

「朕」天子の御自稱「人文」人間のあやにして文明開化の義

「日ニ就リ月ニ將ミ」日に成り月に進むの義「相濟シ」互にたすけあふの意

「福利」幸福利益

當今の世界の文明は日進月歩其窮極する所を知らず四海の國々は親和交通して互に相濟け思想は東西に普及傳播して長短相助け通商貿易の道は南北に行はれて益々文明の發達を圖り以て其の福利を共にし居れるなり

二、朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス

此一節は我國交上の方針を定めたまへるなり

「友義」友愛と信義「惇」厚く「慶」めぐみ「期ス」あらかじめ待ち設く

從來我が帝國と諸外國との交情は日に月に親密に赴き今や二十有四の條約國を有するに至れり殊に英國

とは同盟を約して東洋の平和を圖り其他佛、露、米、等の諸國とも協約を結び又萬國平和會議には委員を派遣して之れに賛同せる等一として國際上の友義を目的とせざるはなし若し國際上の交誼親厚ならんばいかでか人文の發達を遂げ國民の幸福を増進することを得べきさればいよく國交をととのへ信義を守り友愛の情を厚くし世界各國と共に協同和衷以て其の幸福を享くべきなり

明治三十七、八年戰役中

明治天皇陛下御製に

四方の海みなはらからと思ふ世に

などなみかせの立ちさわくらむ

とあり以て 聖慮の在る處を窺ひ奉るべし

三、顧ミルニ日進ノ大勢ニ件ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセントスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ

此一節は前節の大方針により目的を達するに必要な素地を示したまへるなり

「大勢」世界の有様「文明」文學智識教化善く開けて政治甚だ正しく風俗最も善きこと

「惠澤」めぐみうるほひ「發展」ひらきのぶること「須ツ」よる

日に月に進み行く世の大勢に後れず文明によりて得らるべき總ての惠澤を共に享けんには必ずこれが素

地なかるべからず譬へは文藝を樂むに其の學力を要し商工業を營むに其の資本を要し文明の利器を應用するに相當の素養を要するが如く我國家として今日の大勢に後れざらむとせば先づその國運の發展を圖らざるべからず國運の發展とは我國の財政軍事教育さては農工商等總ての方面に向ひ國民自ら奮ひ勉めてこれか進歩發達を圖るをいふかくして各方面の事業發展せんか爰に始めて鞏固なる素地をつくり我國民が世界の競争場裡に活躍するの地盤は構成せられ國內自ら整ひ外列國に對して愧つる所なきのみならず日進の大勢に後れず文明の惠澤を共にするを得むこと亦易々たるのみ

四、戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス

此一節は國運發展の方法として國家の爲すべきことを詔らせたまへるなり

「戰後」日露戰爭後「庶政」もろくの政務「更張」あらためはること

日露戰役は帝國未曾有の大戦にして東洋永遠の平和を保たむが爲めに九萬參千餘の人命と拾五億圓餘の軍費とを擲ちて事に従ひしものなり而して戰勝の結果我帝國の名聲は世界に響き亘り列強をして我國威を仰がしむるに至れりと雖も國家の創痕未だ癒えず國運の發展なほ遅々たるものあり從て戰後の經營は實に國家の實力を増進し名實をして相伴はしむるに在れば民政上教育上財政上軍政上更正すべきは之を更正し擴張すべきはこれを擴張せざるべからざるなり

宜シク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華

ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

此一節は前節につぎて國運發展のため更に國民として日夜服膺すべき心得を示したまへるものなれば以下特に詳説すべし

「上下」は身分の貴きも賤しきも位の高きも低きも

「忠實」は眞面目

「勤儉」事をつとめ儉約をすること

「惟レ信惟レ義」「惟レ」は人の注意を惹き起すことば信義は眞實のすぢみち

「醇厚」まじりけなくあつきこと「荒怠」すさまじきこと「自彊」己とはけみつとむること

五、上下心ヲ一ニシ

明治元年の御誓文にも「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ」と宣らせたまひ軍人勅諭にも「上下一致シテ王事ニ勤勞セヨ」と示させたまひ又教育勅語には「億兆心ヲ一ニシ」と宣らせたまへり國運の發展は國民區々の考へにては成功むつかしければ朝野官民共に協力一致し融合調和して各々其の業に勵み全力を注ぎて其の目的を達せんことを圖るべきなり

六、忠實業ニ服シ

臣民は貴賤を問はず業務の何たるを論せず一般に熱誠を以て各自の業務に従事し表裏なく精密に己が務

を盡さるべからず特に今日の時勢は分業を以て事を行ふこと多ければ各自に其の業務を以て國家に對する本務と心得奮勵努力して其發達を圖るべし

七、勤儉産ヲ治メ

勤とは各自の業務に勤勉力行するを云ひ儉とは各自の身分に應じて用を節し濫りに費さるることを云へるものにして獨り金錢器財を浪費せざるのみの謂にあらず貴重なる時間を惜み體力及精神を經濟的に使用するも亦儉なり夫れ國家社會を組織せる個人が其生存上必要なる財産の外更に國家維持上發展上必要なる費用を負擔すべきは當然のことなりされば國民各個の勤儉はやがて國家の富に大なる關係を有すること明なり身富貴に生れたるものは放縱華奢をつしみ貧賤に生れたるものは徒に富貴を羨まず只管勤儉の實を全うし各自の家産を治め延いて國家の富を増殖せしめむことを圖るべし目下我國の國債貳拾億餘圓の巨額に上れり國民の負擔も亦大なりと云ふべし豈に奮勵せざるへけんや

八、惟レ信惟レ義

軍人勅諭に「信トハ己カ言ヲ踐ミ行ヒ義トハ己カ分ヲ盡スライフナリ」と宣ひたり信義は人と人との交りをつ結ぶ紐にして社會の平和を保ち進歩を來す基となるものなれば人々信義を重んじ己を欺かす人に偽らす約束を違へず言行共に誠なるを要す目下我國の實業界に於ては特に此點に留意すべし一時法外の暴利を貪らむが爲め不良の行爲をなし他日人の擯斥を受け信用を失ふが如きは思はざるの甚しきものとい

ふべし殊に外國貿易に於て其商品につき取引につき一度信用を失はむか其結果は實に我國貿易上に多大なる影響を及ぼすものなり我が實業家たる者熟慮せずして可ならむや

九、醇厚俗ヲ成シ

國民互に助け合ひ親切を盡し合ふ習慣風俗を養ひかりそめにも輕佻浮薄に流れず質素にして着實なるへし衣服の節度男女の嚴正應接禮讓の温雅集會饗宴の靜好汽車汽船社寺公園に於ける公德稗史小説の選擇等に至るまで十分注意し以て善良なる風俗をつくるべきなり

一〇、華ヲ去リ實ニ就キ

世の文明に進むに従ひ一般風俗の華奢に傾き易きは自然の勢にしてまた人情の常なりされど眞の文明は單に外形の美をいふにあらずして實質の如何によるものなりされば國民たるものは常に實用を重んじ虚飾を去り華奢を避け眞面目に業務に勉勵し商工業家にありては徒に製品の包装の美に偏せず其の内容を重んじ其品質材料を精撰し以て内外人の信用を失はざるやう注意すべきなり

一一、荒怠相誠メ

人は貧富を問はず長幼を論せず各自に其職業を以て神聖なるものとしてこれを重んじこれを樂む所なるへからず世には己が職業を疎にし諸種の遊樂に耽るものあり此等はいつれも人道に違反せるものにして賤しむべきことなりされど一張一弛は數の免れざる所なり假令勤勉の人にては其の事業を怠り

荒ふことあり互に相誠め過失なからんことを期すべきなり

一二、自疆息マサルヘシ

天地萬物は秩序整然として其運行進化を持続し一時一刻も息まざるなり吾人人類が各々其業務に對するも亦此の如くなるべし殊に生存競争の日に烈しくなり行くの時に當り薄志弱行にては到底世に立つこと能はざるべし宜しく大國民たる勇氣と忍耐とを奮ひ起して成功を前途に期すべきなり

明治天皇陛下の御製

くろかねの射し人もあるものを

貫きとほせ 大和こゝろを

一三、抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如ク寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ

此一節は國運發展の本據を示したまへるなり

「神聖」 神妙なる靈徳あること 「炳」 あきらか 「恪守」 つゝしみ守る 「淬礪」 とぐいし

「輸」 致す

抑々我が國には神聖なる御先祖天照大神をはじめ奉り御歴代の天皇たちか御教を垂れ政令を布きひろめ國民を愛撫し給ひし御遺訓と皇統連綿二千五百七十餘年に亘りて其の間一度も外國の侮を受けたること

なき光輝ある歴史を有することゝは隠もなき事實にして恰も太陽や星の強き光を放つて隈なく世界を照すが如きなりかるか故に益々國史の教へ導く處に進み行き謹みて祖先以來の精神のある處を守りこれをみがくに誠實の情を以てせば國運の發展期して待つべきなり

一四、朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘

シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

此一節は結論として詔らせ給へるなり

「世局」 世界の大舞臺 「協翼」 心をあはせてたすくこと 「倚藉」 たよりにすること 「維新」 あらたなること 「皇猷」 帝王の道 「恢弘」 ひろむること 「威徳」 威光ある徳 「對揚」 こたへあくること 「體セヨ」 行へよ

今の世の大舞臺に立ちて我か忠良なる臣民一般の同心協力により萬事維れ新にして百廢維れ起るのはかりことを一層に推しひろめて祖宗列聖の御威徳をは更に發揚せざるへからず爾等臣民 朕か思ふ旨を忘るゝことなく其の實行を期せよと仰せらる

陛下か我等臣民を愛撫し給ひて忠良なる臣民と仰せられたるを拜讀する者誰か感泣して粉骨盡身誠忠を盡さるものあらむや殊に最後に「祖宗ノ威徳ヲ對揚センコトヲ庶幾フ」と結はせ給ひしは

陛下が此詔書御煥發も祖宗に對して孝道を盡させ給ふ思召に外ならず我等臣民豈亦感激の至りに堪へらむや

憲法發布

告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ察ミタマヘ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承タルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

憲法發布詔勅

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメンコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ竝ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法施ヲ行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠

ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名御璽

明治二十二年二月十一日

大日本帝國憲法

(明治二十二年
二月十一日)

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ揭ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ媾シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルルコトナシ

トナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ

21 第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサルノ限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規定ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サ

ルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ

之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル諸願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケタルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラ

ルコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルルコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁

判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官應ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ報價ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ

政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ此場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七章 補 則

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス
第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ議更スルコトヲ得ス
第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ效力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

五箇條ノ御誓文

(明治元年三月十四日)

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一、官武一途庶民ニ至ルマテ各其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

嫁の心得

- 第一、嫁ぐとは歸るの謂にして女子の嫁するは夫の家に歸るの義なりされば夫の家は即ち我家なりと必得苟も生家に依頼し若くは生家の富を恃む等のことあるべからず
- 第二、柔順は女徳の最たるものなりことに夫は一家の長なれば常に敬意を以て事へ何事も其命令に服従すべきものなり假令自己の意見ありともそれを決行せむとせば忽ち思はざる衝突を來し遂に一家の不和を起すに至るべし若し夫にして過あらば顔色言語を和げ徐に諫むるこそ妻たるもの、本分といふべけれ
- 第三、人は容貌の美醜よりも心の美醜を第一とす容貌に於て劣るもの若し心に於ても亦劣らんか何を以てか立たんや一層注意を加へて女の道を恪守し夫に仕ふべし
- 第四、夫にして夫たるの道を盡さざるも妻にしてよく夫の意中を察し一意専心婦道を盡さば終には夫の心を和らぐるに至るべしかりそめにも恚怒嫉妬等の念を起すべからず
- 第五、男子は外事を治め女子は内事を治むるは自然の天職なれば主婦たるものは内に在りて一家の整理、經濟、衛生、育兒等の事に關し之れが處理監督の任に當り細大共に注意し夫をして内顧の憂なく十分に其材能を發揮せしむるの義務あり
- 第六、夫婦は一體分身のものなれば妻たる者夫に對して寸毫の秘密あるべからず

- 第七、舅姑に對するは生みの親と同一なる心掛を要す夫の父母は我父母なり舅姑に對して孝道を盡すは即ち夫に對するの道にして且つ一家の平和を保たしむるの要訣なるのみならず亦生みの親に對するの孝道なり嫁と舅姑とは元來他人にして加ふるに男子の如く見聞廣からず心も小なるものなれば動もすれば些細の考へ違ひより互に反目し爲に一家の不和を生じ終には離別の悲に陥り生みの親にまで心配をかくることあり、かくては當に一身の恥辱のみならず不孝亦之れより大なるはなし
- 第八、女子の嫁したる家には舅姑の外兄嫂弟妹などあることあり此等の人々に對しては己が兄弟姉妹と同じく常に敬愛の誠をつくすべし若し又夫の姉妹にして一旦他家に嫁し中途離婚して歸りたるものなどあらば須らく同情を以て之を慰藉すべし又時として前妻の子などあるときは宜しく親切なる愛と相當なる禮を以て之を遇すべし繼母子の相反目するは其罪母にあり慎しまさるべしむや
- 第九、奉公人は多く家計の貧困なるため又は見習等のため一時他家に召使はるゝものなれば之を輕蔑し之を虐待する等のことあるべからず宜しく寛大なる心を以て之を使役すべし「彼も亦人の子なり」とは深く味ふべき言なり
- 第十、凡そ如何なる家にも從來慣れ來りの家風なるものあり家風とは一家を治むるに必要な一種の規律をいふなり、女子婚嫁の後は十分に其風儀を熟察して之を守らざるべからず自己の生家にて見聞せし事若くは學校にて習ひし事を其儘實地に行はむとし、ために一家の不和を招くことあり、舅姑との不

和もこれより生ずること多し慎しまさるべからず、されど家庭の風儀も時勢に従ひて變遷すべきものなれば其變更を要すべき事は急遽に之れをなさず宜しく漸次之れが改革を圖るべし

第十一、一家の經濟は妻の最も重要な務なりされば妻たる者は夫の指揮により毎日の收入を見積りて豫算を立て其六割乃至七割を支出に充て、身分に應じて儉約を旨とし冗費を省き、餘裕は銀行若くは郵便局に預け入れ不時の用に備ふべし、世には妻の贅澤又は不取締より負債を生じ爲に有爲の夫をして終身驥足を展すことを得ざらしむるが如き例鈔からず妻の責任亦大ならずや

第十二、衣服は單に寒暑を凌ぐのみならず大に人の品格に關するものなれば夫はもとより家族の者をして汚れ綻びたる衣服を纏はしむるは妻の恥辱なりとす

第十三、家事の暇には修身及家政に關する讀書をなし特に精神の修養を怠るべからず娛樂の如きも極めて高尚なるものを撰ぶべし、外出は夫の許可を得たる時の外濫りになさざるをよしとす芝居寄席其他興行に臨む際は特に然りとす

校訓

大綱

恭しく勅語の御趣旨を服膺して
大御心を安んじ奉るへし

要目

- 一、士魂商才たるべし
- 一、鋼筋鐵骨たるへし
- 一、堅忍持久たるへし
- 一、終始一貫たるへし

訓育の綱目

自治

人の強制を待たずして自ら身を修めよ

誠實

影日向なく眞面目に勉めよ

信愛

朋友相互に扶け合ひて勉めよ

元氣

元氣よく盛に勉めよ

規律

筋目正しく几帳面にして禮容を重んぜよ

生徒心得

イ、衛生に關する心得

- 一、頭腦は智力は本源なれば能く使ひ能く休めよ
 - 一、朝寝夜更かしは殊更慎しむべし
 - 一、朝起後洗面場に出でたる時は左の二件を怠るなかれ
 - (イ) 眼を洗ひ口をすすぎ齒を清むる事
 - (ロ) 四時冷水浴をなすか或は手拭を以て能く全身を拭ふ事
 - 一、新らしき空氣を撰び呼吸運動をなすこと
 - 一、居間を清潔に掃除すべし
 - 一、食事は暴食を慎しみ緩食の習慣をつくるべし又三食の外は妄りに間食すべからず
 - 一、湯水は食物の消化を害するものなれば濁する時の外は妄りに飲むべからず
 - 一、讀書寫字等のときは目の衛生に注意すべし
 - 一、激音にて耳の鼓膜を刺撃すべからず
 - 一、爪は各種の病毒を傳ふるものなれば怠らず摘み去るべし
 - 一、衣服寢具の乾晒を怠るなかれ
 - 一、冬時は務めて薄着に慣れ病氣の外は頸巻肩掛を用ふべからず
- ロ、行爲に關する心得
- 一、父母教師の命令は困難ありとも實行すべし

- 一、學資は親達か勞苦の高慈愛の涙と心得て少しにても節約の法を實行すべし
- 一、餘財あらばこれを蓄積して學資の不足を補ふべし
- 一、家事の手傳を怠るなかれ
- 一、衣服は常に質素を主とするも殊更短袴長紐を用ひ薩摩書生を裝ふは見苦しきものなり
- 一、寒暑の休暇には師家親戚を訪問すべし
- 一、自己若くは家族のもの傳染病に罹ることある時は速に其旨を届け出づべし
- 一、病氣又は止むを得ざる事故によりて缺課する時は理由を詳記して保證人より届け出づべし
- 一、宿所を轉じたる時は速に其旨を届け出づべし
- 一、學校へは學用品の外持參すべからず
- 一、校有諸器具は生徒相互に申合せ鄭重に取扱ひ大切に保存すべし
- 一、左の事及び之に類する事は斷じて行ふべからず
- (イ) 煙草を吸ふこと
- (ロ) 鄙しき詩歌を唱ふること
- (ハ) 樂書をなすこと
- (ニ) 無益の殺生をなすこと
- (ホ) 妄りに樹木を折ること
- (ヘ) 危険なる品物を弄ぶこと
- (ト) 友人間金錢の貸借又は物品を交易すること
- (チ) 賭博に類する行爲をなすこと
- (リ) 人を嘲弄する辭を用ふること
- (又) 美服を着ること
- (ル) 有害なる小説を讀むこと

(ヲ) 風俗擾亂の恐れある興行を見ること

(ワ) 親に告げずして他出すること

ハ、禮儀に關すること

一、禮儀を分ちて左の三種とす

最敬禮 〓 兩陛下及皇族に對して行ふ

敬禮 〓 父母教師其他長上に對して行ふ

禮 〓 同輩及同輩以下に對して行ふ

二、イ) 最敬禮

最敬禮は姿勢を正しくして眼を敬禮すべき方に注ぎ體の上部を前方に傾け手を垂れて膝に至らしむべし

但し帽を被ふる時は裏面を内方にして右手にて脱ぎ下方に垂るべし

ロ) 敬禮

敬禮は最敬禮に準じ上部を少しく前に傾くるものとす

ハ) 禮

禮は頭を少しく前に傾くるものとす

但し帽を被りたるときは頭を傾くる時右手にて脱ぐべし

三、途上に於ての禮儀は左の諸項に注意すべし

イ) 最敬禮の時は前驅の凡そ三間許前に停止し正面すること

但し乗車の場合は必ず車より下ること

ロ) 敬禮の時は凡そ一間許前に止まりて敬禮すべし

但し乗車の場合は務めて下るべきこと、若し止むなくば「失禮致します」と斷りつゝ敬禮すべし

ハ) 禮は行進しつゝ行ふて可なり

四、長上の前にて物品を受くる場合

イ) 長上の前數歩の處に止まり敬禮を行ひ更に三步進み正しく立ちて物品を受けおし戴きて其儘三步退き敬禮を行ひて歸るべし

但し帽子を持ちて物を受くる時は長上の二歩前に止まりたるるとき左脇に挟み兩手にて受くべし

ロ) 長上の前にて事を述ぶる場合

長上の前數歩の處に止まり敬禮を行ひ更に三步進みて正しく立ち體の上部を少しく前方に傾けて明瞭に述べべし

但し帽子を持ちたるときは右手に持ち裏面を内方にして左手と共に垂るべし

五、隊伍を組みたる場合

イ) 行進間

指揮者の號令により頭を右或は左に向けて敬禮すべき人に注目するものとす

(口) 停止間

全隊は氣を付けの姿勢にて指揮者のみ敬禮す

但し最敬禮は全隊これを行ふ

六、座上の禮

兩手を膝の前方に附け伏して頭を兩手の中央に置くべし

七、長上に先ちて進み又は其前を横切る可らず急の時は口上にて斷り會釋して進むべし

八、校内にて長上に對する禮は最初一回のみ敬禮し其後は道を譲りて會釋すべし

第一章 家族的材料

一、我家の歴史ニ祖先より今日に至るまでの榮枯盛衰の有様を研究し身を立て家を興し父祖の名を顯はさん
ことを心かくべし

二、父母及自己の誕生日及年齢

○此他市内學校生徒として國民として常に知らざるべからざるものを擧ぐれば左の如し

○自家の住所、番地、及近親の住所、氏名 ○自家の宗旨、旦那寺、墓所、氏神

○自家の職業の由來、紋所 ○學校、校長及受持教員の氏名 ○市内の學校名及校長名

○學校の歴史 ○學務委員、學事關係者、市長助役の氏名 ○知事、事務官、警察署長の氏名

○自家職業に關係ある諸官衙及長官の氏名 ○市選出國會議員の氏名 ○現時各省大臣の氏名

華族—舊公卿諸侯及勳功によりて授けられたるもの

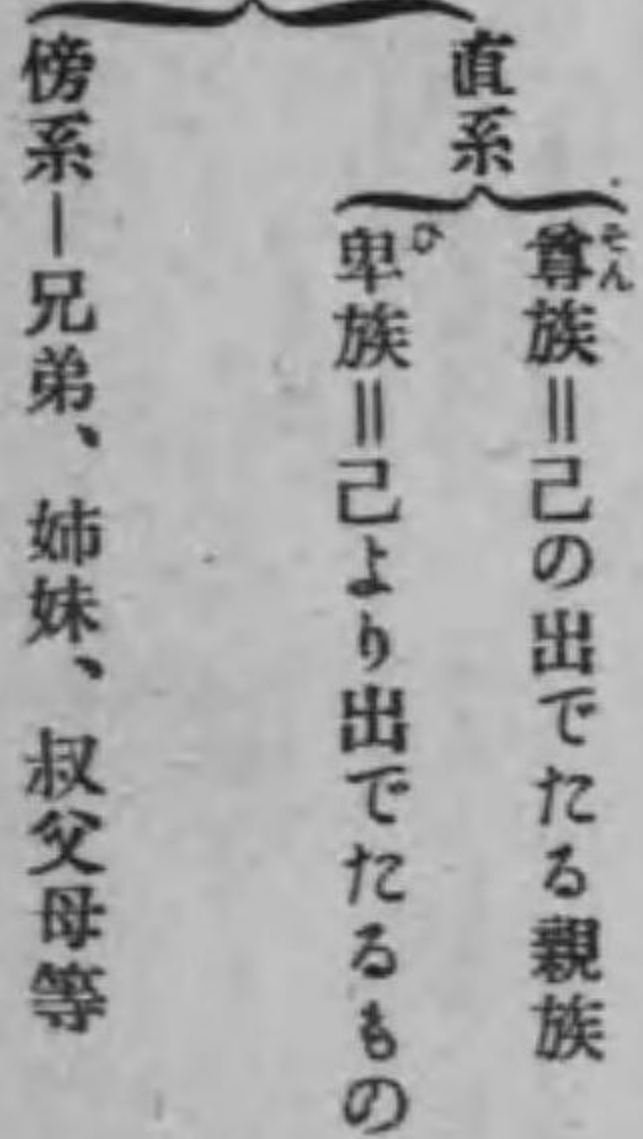
三、族稱

士族—舊諸侯の臣
平民—其他のもの

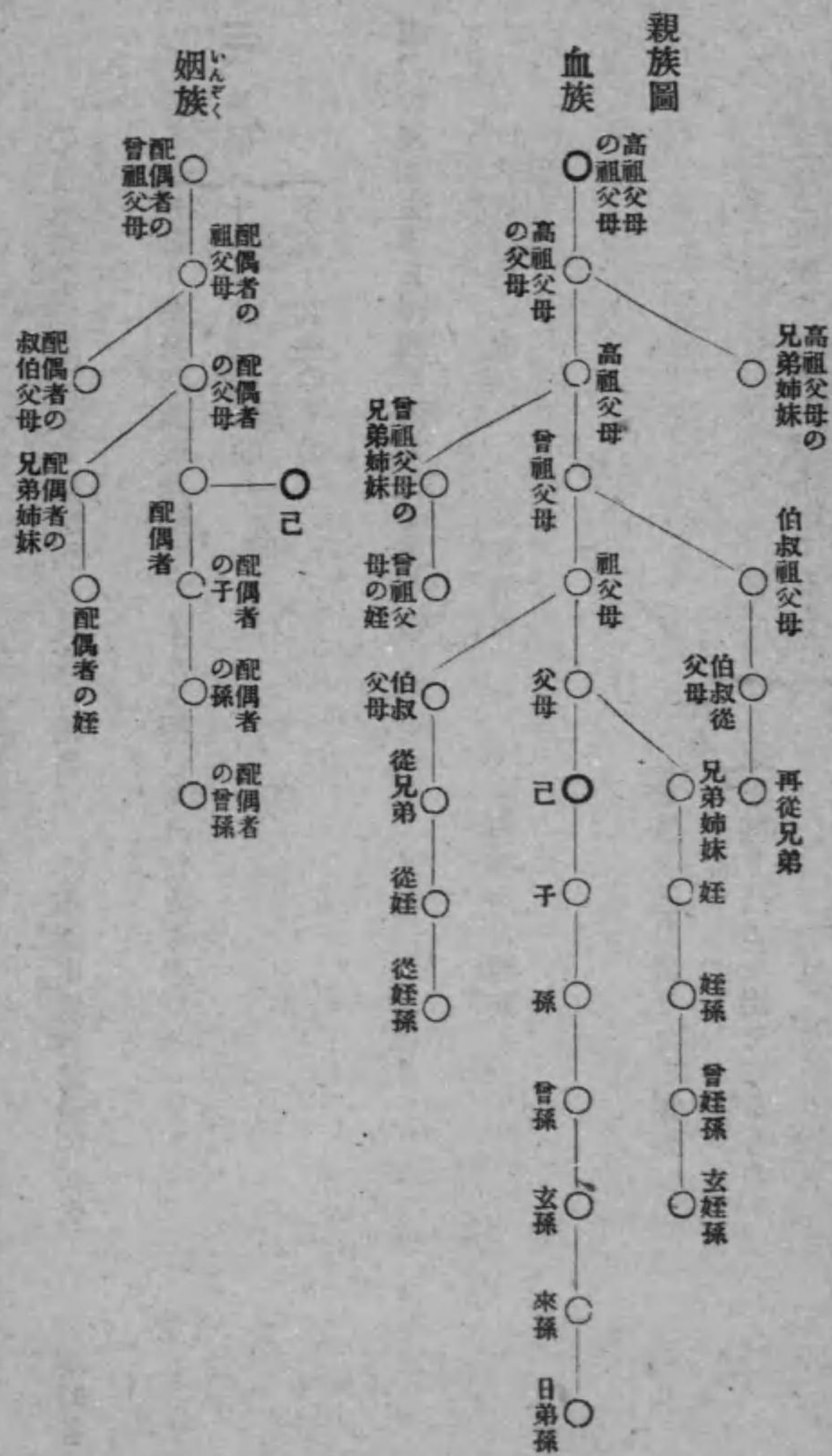
四、親族ニ法律上親族と稱するは左の如し

- (1) 六親等内の血族
- (2) 配偶者
- (3) 三親等内の姻族

(注) 血族ニ血統の相連結するもの



姻族 || 夫婦の一方と其配偶者の血族



(い) 家族 || 戸主の親族にして其家に在る者及其配偶者を家族とし共に其家の氏を稱す

- (ろ) 戸主の権利義務
 - 権利—家族の居所を指定し家族の婚姻又は縁組につき同意をなす権利を有す
 - 義務—家族に對し扶養の義務を有す
- (は) 家族の権利義務
 - 権利—扶養を受け及財産を特有するの權を有す
 - 義務—戸主權に服従するの義務を有す
- (に) 親權 || 實子にても養子にても親が其子を監督し教育し懲戒し且其財産を管理する權利を云ふ
 - 子は其成年に達し獨立の生計を立つるに至るまでは其家にある父の親權に服従するの義務あり父若し親權を行ふ能はざる時は母之を行ひ父母共に行ふ能はざる時は法令の規程により後見人之を行ふ、但し後見人に於ては親權と稱せず
- (ほ) 相續
 - 家督相續—戸主を被相續人とす
 - 遺產相續—家族を被相續人とす
- (へ) 相續の開始
 - 家督相續—被相續人たる戸主の地位と資産との相續にして前戸主に屬する一切の權利義務を繼承す通常戸主の死亡隱居に依りて開始す
 - 遺產相續—被相續人の特有財産の繼承にして家族の死亡に依りて開始す
- (と) 相續の承認及拋棄
 - 單純承認—被相續人に屬する一切の權利義務を繼承す
 - 限定承認—相續財産を限度として被相續人に屬する義務を履行す

〔非承認（拋棄）〕

但し法定家督相續人は相續を拋棄することを得ず

五、戸籍法

(い) 戸籍吏市町村長

(ろ) 戸籍役場市役所、町村役場

(は) 閱覽及謄本抄本の交附何人にも手数料(拾錢)を納付せば身分登記簿又は戸籍簿の閱覽登記又は戸籍

の謄本若しくは抄本の交附を請求することを得

(に) 身分登記出生、嫡出子否認、私生子認知、養子縁組、養子離縁、婚姻、離婚、後見、隠居、失踪、死

亡、家督相續、推定家督相續の廢除、家督相續人の廢除、入籍、離籍、復籍拒絶、氏名及族稱の變更

等の起りたる都度戸籍法の規程により戸籍役場に届出づべし

(一) 子の氏名及男女の別

出生の届 (二) 出生の年月日時及場所

(三) 父母の氏名、年齢、族稱、職業及本籍地

死亡の届 (一) 死亡者の氏名、出生年月日、男女の別、及本籍地

(二) 死亡の年月日時及場所

(三) 死亡者が家族なる時は戸主の氏名、族稱及戸主との續柄

(注) 此外醫師の診斷書(若しくは検案書又は警察官の檢視調書の謄本)を添へ届出づべし

(一) 當事者の氏名、出生年月日及本籍地

(二) 父母の氏名、職業、及本籍地

(三) 當事者が家族なるときは戸主の氏名、職業及本籍地

婚姻の届 (四) 入夫婚姻又は婿養子縁組なるときは其旨

(五) 入夫婚姻の場合に於て入夫が戸主とならざるときは其旨

(六) 婚姻によりて嫡出子たる身分を取得する庶子あるときは其名及生年月日

・ 實印重大なる文書に用ふるものなれば有効ならしめんとせば市役所又は町村役場に届け出づべし

六、印改印の際亦同じ

認印稍輕きものなり

七、年中行事

一月一日より三日間(新年)、七日(人日)、七種雜炊、十五日(小豆粥)、十六日(藪入、宮詣、親族訪問)

三月三日(上巳、桃節、句、雛) 五月五日(端午、菖蒲)

七月七日(七夕)、十五日(中元)、十三日より十六日まで(盂蘭盆) 十六日(藪入)

八月一日(八朔) 九月九日(重陽栗飯) 十月(亥猪)

十二月すはらひ (煤拂)

三十一日 (除夜)

五節句いふさ 人日、上巳、端午、七夕、重陽

誕生なま 初夜、三夜、七夜、宮參（男三十三日目、女三十三日目）、食初（多くは百二十日目）

祝いわ 七五三の祝（男女共三歳及男五歳女七歳、歳の十二月十五日の）、還曆くわんれき （本卦返りの祝さいひ、六十一歳）、古稀こき (七十歳)、喜字きじ (七十七歳) 八十賀、

米の祝いねのいわ (八十八歳) 九十歳、百歳

雜祝あそび 砂持、棟上祝、落成式、渡初、引越祝、船卸、初節句（男五月五日、女三月三日）、積鼻禪祝（男九歳）、湯ゆ もじ祝

(女七歳)、床上げ

靈祭日たまげひ

(神葬しんさう) 初日、五日、十日、二十日、三十日、四十日、五十日、百日、一週年、五年、十年、二十年、三

十年、四十年、五十年、百年以後百年毎に行ふ

(佛葬ぶつさう) 初七日、二七日、三七日、四七日、三十五日、六七日、四十九日、一週忌、三年忌、七年忌、十

三年忌、十七年忌、二十三年忌、二十七年忌、三十三年忌、三十七年忌、五十年忌以後五十年毎

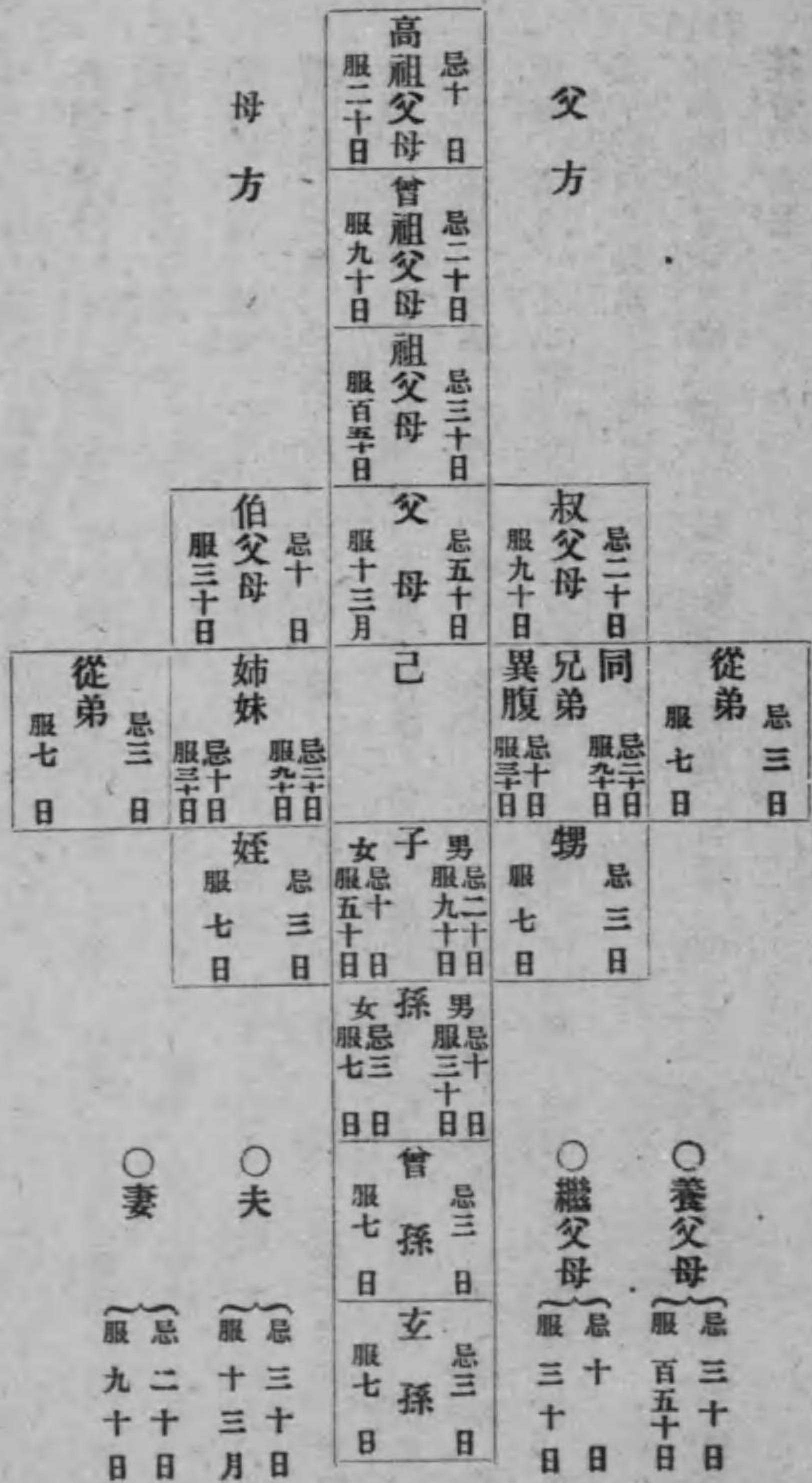
に行ふ (但し普通は十七年二十三十七年及三十七年を省き二十五年に行ふものとす)

毎年まいねん 孟蘭盆會ぼんおん (七月) 及彼岸ひげん (三月) にもまつる

八、忌服きふくに關すること

忌き みだりに他人に面會せず又外出をつゝしむ

服ふく 忌中きちゆうの後も若干日の間は神社に參詣することを遠慮えんりよす



九、雜名稱

(い) 學用品がくぶ品 筆、墨、紙、半紙、罫紙、罫洋紙、吸墨紙、卷紙、筆筒、鉛筆、鉛筆削、ペン軸、ペン先、

インキ壺、硯、圓定規、算盤、文鎮、封算、小刀、消護謨、雜記帳、水滴

藜、山椒、胡椒、生姜、芥子、蕃椒、越瓜

(を) 草木 || 牡丹、芍藥、萩、百合、桔梗、女郎花、石竹、菊、瞿麥、水仙、山茶花、朝顔、鶏頭、海棠、

菖蒲、杜若、山吹、蓮華、鳳仙花、堇、紫雲英、罌粟、薔薇、松、梅、櫻、柳、椿、榎、柘、楓、

糖、朴、桐、桑、棗、梨、杏、李、栗、榎、桃、蜜柑、柚、橙、柿、枇杷、柘榴、銀杏、柏、槓、芭

蕉、蘇鐵、躑躅、藤、木犀、團栗、橙、檜、樟、樺、杉、楠

(わ) 鳥獸 || 鶴、雁、鷹、鷲、鳥、鶯、鶉、鳩、雀、鴛鴦、鷺、鶩、梟、角鴟、鷄、山雀、雲雀、雉、

鵲、鴿、五位鶯、郭公(時鳥、杜鵑)、孔雀、鳳凰、燕、鴛鳥、鸚鵡、家鴨、鴨、鷓鴣、鸞、虎、豹、獅子、

狼、兔、猫、狐、狸、鼠、鼬、粘、狗、猿、獺、鹿、猪、羊、山羊、土龍、牛、馬、驢馬、栗鼠、

蝙蝠、熊、豕、豚、犀、水牛、麒麟、象、鯨

(か) 蟲類 || 鈴蟲、松蟲、蠶蟲、蝶、蟋蟀、螻蛄、蜘蛛、蜻蛉、蟬、蜈蚣、蠅、蚊、蛇、蟻、蜂、

蠅、蛙、蛭、蜂、蚤、虱、蚊、蠅、蛇、子、子、蠅、蠅、蠅、蛾、蛹

(よ) 雜 || 反古、帙、襖、袴、破魔弓、笈、春、鋸、鉋、鉋、鉋、鉋、鉋、鉋、鉋、鉋、鉋、鉋、鉋、鉋、鉋、

銅、鐳、鎮、(錠) 釵、紙、獨樂、太鼓、笛、尺八、注連、相撲、揚弓、琵琶、演劇、淨瑠璃

(た) 身體 || 頭、顔、額、頬、頸、咽、喉、唇、舌、鼻、目、瞳子、眼、眼、眼、眼、眼、眼、眼、眼、眼、眼、

斜視、盲、網膜、結膜、鼻、涕、淚、口、唇、唾、鬚、齒、齒、齒、齒、齒、齒、齒、齒、齒、齒、齒、齒、

鬚、

鬚、

鬚、

鬚、

鬚、

鬚、

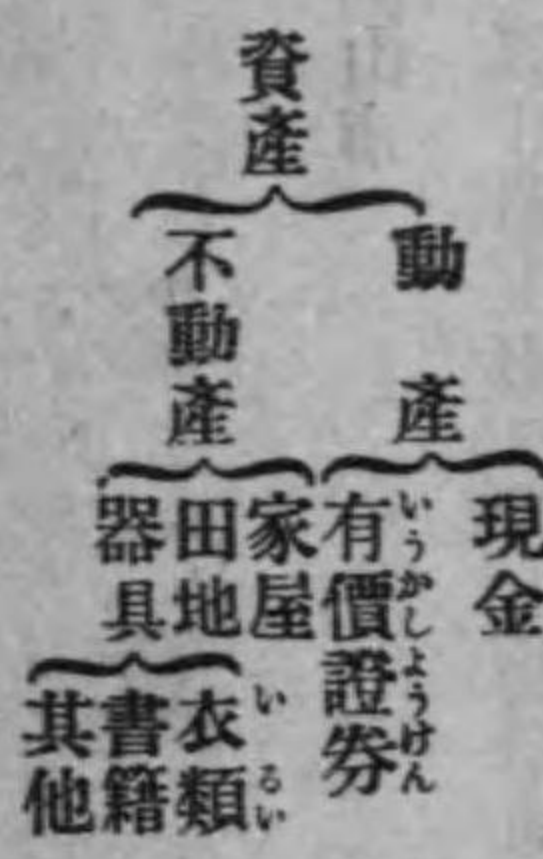
鬚、

鬚、

鬚、

鬚、

一〇、一家の資産



(そ) 天體及自然現象に關する名稱

晴(天の晴れた) 霽(雨の止んだ) 曇 日蝕 月蝕 新月 満月 望 十六夜月 既望 有明月(十五日以後)

朧月 北辰 北斗 明星(金星) 牽牛 織女 流星 彗星 颶風 微風 暴風 旋風 野分 木枯

山嵐 嵐 順風 逆風 東風 西北風 南風 西風 春雨 迎梅雨 梅雨(五月雨) 夕立 村雨

時雨 驟雨 霖雨 露 霜 雪 霰 霏 雹 雷 電 霧 虹(霓) 銀河

病名 || 感冒(風邪)、中風、痛風、傷風、鬱症、痰飲、咳嗽、喘息、瘧疾、霍亂、下痢、嘔吐、吐瀉、

脹滿、水腫、眩暈、疝氣、脚氣、咯血、吐血、癩癩、中毒、癩癩、火傷、凍傷、皸、疔、痘瘡、癩疹、

結核、痰、慢性、急性

第二章 郷土的材料

一、岡山市

(い) 位置 岡山市は岡山縣備前國の南部御津、上道兩郡の間に在り地勢東北より斜に南西に傾き旭川市の中
 央を貫通し河東を旭東といひ河西を旭西といふ東西一里十三町五十二間南北一里十八町七間東經百三
 十三度五十四分北緯三十四度四十分にありて面積は方里の六分壹厘なり

(ろ) 町數

戸數

人口

(男)

(女)

(は) 沿革 岡山の地たる往昔吉備内海の一孤島にして之を大島と稱し繞らすに渺茫たる蒼海を以てし一に吉
 備の穴海と唱へたりしが世代の變遷に従ひ海面漸次泥沙を堆積して遂に大島原となり三個の岡阜を遺
 す之を岡山、石山、天神山と稱せり、岡阜は又柴津岡山ともいひ即ち現在の中學校所在地(元の本丸
 の地)を稱し石山は元の西丸即現在の内山下小學校の邊天神山は現今の岡山神社縣廳附近の總稱なり
 岡山城は正平年中名和氏の一族なる上神高直なるもの南朝に仕へて茲に築城せるを永録年中に至り宇喜
 多直家に依り現在の位置に移轉擴築せられたるものにて世々池田氏三十一万五千石の居城とし芳烈公
 光政に至り噴々たる治績を垂れて以て明治の維新に及ぶ城は市の東北隅に兀立し旭川を隔て、後樂園

の勝地あり爾來市制發布と共に數多の改善を加へ明治三十七年上水道事業竣成し同四十三年六月に至
 り宇野線開通して四國連絡完成し同四十五年西大寺輕便鐵道及電氣鐵道の敷設あり尙同年より大正二
 年に亘り下水道工事成り商工業の發達内外人の往來益繁劇を極め所謂中國第一の都會たるに慙ぢざら
 んとす之れ實に我岡山市刻下の現狀なり

(に) 市内重なる官廳

(イ) 縣廳(弓之町) 知事、理事官、警視、技師、屬、視學、技手

○ 知事官房 (1) 官吏の進退及身分に關する事項 (2) 文書の往復及記錄編纂 (3) 官印府縣印 (4) 褒賞に關する

事項

○ 第一部 (1) 議員選舉 (2) 縣行政及郡市町村その他公共團體の行政の監督 (3) 縣經濟及郡市町村其他公共
 團體の經濟監督 (4) 賑恤救済に關する事 (5) 土木 (6) 地理 (7) 土地收用 (8) 縣に屬する國庫費の會計 (9) 縣經濟
 に屬する收支出納 (10) 他の主宰に屬せざる事項

○ 第二部 (1) 教育學藝に關する事 (2) 學事視察に關する事 (3) 兵事 (4) 社會及宗教 (5) 名勝舊蹟 (6) 民籍に關す
 る事

○ 第三部 (1) 農工商に關する事 (2) 森林原野水産漁獵 (3) 度量衡

○ 第四部 (1) 高等警察に關する事 (2) 行政警察に關する事 (3) 衛生

(口) 市役所(東中山下) 市長、助役、收入役、書記

○行政、(兵事、會議、勸業、土木、衛生、教育、會計)

(ハ) 第十七師團(伊島村)

○師團司令部は師團に於ける最高司令部にして其任務は部下軍隊及市管内にある要塞砲兵隊の統率○主管に係る各部軍隊の動員計畫○部下軍隊の練成の徵兵事務及召集事務の統轄○師管内の防禦、陸軍諸官衙諸建物の保護○師管内の軍隊官衙に於ける軍紀風紀の統監○聯隊區及警備隊區司令部、警備隊司令部、軍法會議の管轄等なり

○第十七師團の所屬隊

- 步兵旅團 { 三三二 岡山
- { 三四 松江
- 步兵聯隊 { 四一 福山
- { 五四 岡山
- { 二一 濱田
- { 六三 松江
- 騎 兵 聯 隊 (二二) 工 兵 大 隊 (一七)
- 野 砲 兵 聯 隊 (二三) 輜 重 兵 大 隊 (一七)
- 山 砲 兵 大 隊 (二)

(ニ) 岡山聯隊區司令部(伊島村)

(ホ) 岡山憲兵隊(弓之町) 憲兵は陸軍の巡查にして専ら軍事警察の任にあたり軍紀風紀を取締りかねて行

政並に司法警察の職務を執行す

(ヘ) 岡山地方裁判所(弓之町) 區裁判所の上に位し民事部及刑事部に分ち縣下の裁判事務を管轄す

(ト) 岡山區裁判所(弓之町) 單獨制最下級の裁判所にして一人の判事之れが裁判を行ふ

○貳百圓を超過せざる金額若くは價格貳百圓以内の物件に關する請求○家屋其他の建物につき賃貸人と賃借人との間に起りたる訴訟○不動産の經界に關する訴訟○占有に關する訴訟○雇主と雇人との間に一年以下の契約に關して起りたる訴訟○飲食店、旅店、運送人等と旅客との間に起る訴訟

(チ) 岡山検事局(弓之町) 検事は刑事につきては原告の地位に立ちて訴訟を提起し民事につきても必要あるときは通知を求め意見を述べ

(リ) 岡山監獄署(二日市町) 罪人を收容して法律により刑罰權を執行する所なり

(又) 岡山稅務署(東中山下) 内國稅に關する事務を掌る

(ル) 岡山警察署(石關町) 國家の安寧秩序を維持し人民の財産を保護す

(ヲ) 岡山郵便局(下之町) 岡山縣病院(内山下)

(カ) 大阪大林區署岡山小林區署(西中山下) 其管轄區域内の林野に關し大林區署の事務を分掌す

(ヨ) 專賣局岡山製造所(下石井) 本局は大藏大臣の管理に屬し煙草の耕作、檢査、査定、收納、製造、販賣、輸入、輸出、營業、試驗及專賣取締に關する事務を掌る (夕) 專賣局岡山販賣所(上石井)

(レ)岡山縣測候所(内山下) 氣象を觀測し氣候を調査し並に中央氣象臺の天氣豫報に基づき地方天氣豫報を發する所にして又公私の依頼に應じ天氣豫報、暴風警報の通報をなすことあり

(ヲ)岡山縣種畜場(伊島村) 家畜の繁殖改良をはかる所なり

(ウ)岡山縣立戦捷紀念圖書館(弓之町) 公益を目的とし多數の書籍を備へ付け僅少の借覽料を徴し公衆をして縱覽せしむる所なり但し本館は現時特に無料なり (子)鐵道院岡山驛(上石井)

(ナ)岡山縣物産陳列場(古京町)

二、岡山縣 (主として岡山縣統計書による)

(イ)境界及區劃

(イ)位置 山陽道の中央に位し備前、備中、美作の三國を管轄し北緯三十四度二十五分より全三十五度二十分東經百三十三度十六分より全百三十四度二十四分の間在り

(ロ)境界 (東)兵庫縣の播磨 (西)廣島縣の備後 (南)瀬戸内海を隔て、香川縣の讃岐及愛媛縣の伊豫に對す (北)鳥取縣の因幡、伯耆

(ハ)區劃 (一)市十九郡

市 岡山 郡 御津、赤磐、和氣、邑久、上道、兒島、都窪、淺口、小田、後月、吉備、上房、

川上、阿哲、眞庭、苫田、勝田、英田、久米

(ニ)廣袤面積 東西二十里南北二十六里面積四百五十四方里

(ろ)鐵道驛名

(イ)山陽線 三石、吉永、和氣、万富、瀬戸、西大寺、岡山、庭瀬、倉敷、玉島、金神、鴨方、笠岡

(ロ)中國線 津山、龜甲、誕生寺、弓削、福渡、建部、金川、野々口、牧山、玉柏、法界院、岡山、三門、

大安寺、一宮、吉備津、稻荷、足守、服部、總社、湛井(中鐵支線 稻荷、稻荷山)

(ハ)宇野線 岡山、鹿田、妹尾、早島、茶屋町、味野、由加、八濱、宇野

(ニ)西大寺輕便鐵道 後樂園、森下、原尾島、藤原、幡多、財田、長利、大多羅、廣谷、西大寺町

(ホ)井笠輕便鐵道 笠岡、圃場、大井村、小平井、吉田村、新山、北川、藥師、木ノ子、七日市、井原

(ヘ)下津井輕便鐵道 茶屋町、天城、林、福田、琴浦、小田、味野町、赤崎村、琴海、下津井東、下津井

(ト)三幡輕便鐵道 櫻橋、湊、上屋敷、平井、宮道、濱中、三幡

(ハ)縣下の町數村數人口

町數 村數

現住戶數

現住人口

(ニ)縣下の町名

和氣郡 片上町、日生町、三石町、和氣町、伊部町。邑久郡 牛窓町。赤磐郡 瀬戸町。上道郡 川上、阿哲、眞庭、苫田、勝田、英田、久米

西大寺町 兒島郡 味野町、下津井町、八濱町、日比町、琴浦町、藤戸町。 都窪郡 撫川町、
 茶屋町、早島町、妹尾町、倉敷町。 淺口郡 玉島町、寄島町、連島町。 小田郡 笠岡町、
 金浦町、矢掛町。 後月郡 井原町。 上房郡 高梁町。 吉備郡 庭瀬町、總社町、足守町、
 高松町。 川上郡 成羽町、吹屋町。 阿哲郡 新見町。 苫田郡 津山町。 眞庭郡 勝山町、
 久世町、落合町。 勝田郡 勝間田町。 英田郡 倉敷町。 御津郡 金川町。

(は) 縣會議員定員 三十八人

三人ッ、川上郡、兒島、淺口、小田。二人ッ、御津、邑久、都窪、吉備、川上、阿哲、眞庭、苫
 田、勝田、久米。一人ッ、赤磐、和氣、上道、後月、上房、英田

第三章 社會的材料

一、郵便物差出の注意

四匁を超過する封書に參錢切手を貼附して差出すときは受取人は不足料金の二倍即ち六錢を徴收せら
 れ受取人もし其郵便物を受取ることを拒むときは再び差出人にかへり來りて其不足料金を徴收せらる
 取急きて全く切手を貼付せずして投函するときは受取人は未納料金の二倍を拂はざるを得ず
 切手を貼りたる後その邊に文字を書き切手を汚すときは其切手は無効となるべし葉書にありては殊に

其心配多ければ注意すべし

此他郵便規則に觸るゝときは自己のみならず他人にまで非常の迷惑を與ふるものなれば深く注意すべ
 きことなり

附箋の注意 自宅に寓居せる者若くは一時滞在せる者に宛てたる郵便物にして本人の移轉若くは歸省の
 ため受取人なき時は附箋に其由を明記し先方に廻送を乞ふべし

宛名の者何縣何郡何村何番地に移	宛名
轉(歸省)致候に付同所へ宛御廻送相	氏名
成度候也	名

二、電信文を認むる時の注意

電信文は片假名にて短く明瞭に意思を通すべきものなれば之を認むるに當りては文字を一字づゝ明確
 に記し誤解を生ぜざるやう注意すべし今紛れ易き文字を左に例示せむ

(シミ、スヌ、ソメ、ツツ、ソリ、クワ、ウツ、ンレ、ンシ、シレ、コエ、ココ、コマ、アマ、マヤ、
 ニ二、ハ八、ミ三、ヌタ、ツフ、ラヲ)等

(イ) 市住民 市内に住居を占むる時
 (一) 年齢二十五年以上二年以來市の住民となり
 (二) 市の負擔を分任し
 (三) 市内に於て地租を納め若くは直接國稅年額貳圓以上を納むる者

(ロ) 市公民 公權を有する獨立の男子
 (一) 市の負擔を分任し
 (二) 市内に於て地租を納め若くは直接國稅年額貳圓以上を納むる者

(ハ) 市民
 市住民 權利 公共の營造物及市有財産を共用す
 義務 市の負擔を分任す
 市公民 權利 市の選舉に參與し市の名譽職に選舉せらる
 義務 其名譽職を擔任す

(ニ) 市條例
 一、市の事務及市住民の權利義務に關し市制中に明文なく又特例を設けることを許したる事項に付條例を設けて之を規定することを得
 二、市の設置せる營造物に關し規則を設けることを得

○市條例は内務大臣の許可を得地方慣行の公告式によりて發行す

(ホ) 市行政
 一、市自身の自治事務
 二、市に屬する國の行政事務

(ヘ) 市參事會
 一、市長(有給吏員) 任期四ヶ年 内務大臣が市會より三名の候補者を出さしめ上奏裁可を得て就任す
 二、助役(有給吏員) 任期四ヶ年 市會にて選舉し知事の認可を受けたる者
 三、市參事會員(名譽職) 員數 岡山市六名 任期 四ヶ年

(ト) 市參事會の職務權限

(一) 市會の權限に屬する事件にして其委任を受けたるものを議決すること

(二) 市長より市會に提出する議案につき市長に對し意見を述べること

(三) 其他法令に依り市參事會の權限に屬する事件

(チ) 市吏員及委員
 一、收入役 市參事會の推薦により市會之を選任し市の收入支出其他會計事務を掌る
 二、書記 市長に屬し庶務を分掌す
 三、委員 勸業、衛生、學務、名譽職にして市參事會員、市會議員及市公民中の選舉權を有する者

(リ) 市長の管掌する事務
 一、司法警察補助官たる職務及法律命令に依て其管理に屬する地方警察事務
 二、補役場の事務
 三、國の行政並に府縣の行政にして市に屬する事務

(ヌ) 市會組織
 一、議員資格 其市の選舉人其選舉權ある者より選舉す
 二、員數
 人口五万以上未滿一十人 三十人以上は人口十万を加ふる毎に三人を増す
 人口五万以上未滿一十人 三十人以上は人口十万を加ふる毎に三人を増す
 人口十五万以上未滿一十人 三十人以上は人口十万を加ふる毎に三人を増す
 人口二十万以上未滿一十人 三十人以上は人口十万を加ふる毎に三人を増す
 人口三十万以上 五十人以上は人口二十万を加ふる毎に三人を増す

(ル) 選舉人
 一級 選舉人中直接市稅の納額最多き者を合せて選舉人總員の納むる總額の三分の一に當るべき者但し一級選舉人の數議員定數の三分の一より少きときは納額最多き者議員定數の三分の一と同數を以て一級とす
 二級 一級選舉人の外直接市稅の納額多き者を合せて選舉人總員の納むる直接市稅の總額中一級選舉人の納むる額を除き其殘額の半に當るべき者
 三級 其餘の選舉人

○選舉權を有する市公民は總て被選舉權を有す

- (ラ)市會議員たることを得ざるもの
 - 一、所屬府縣の官吏
 - 二、有給の市吏員
 - 三、檢事警察官吏及收稅官吏
 - 四、神官神職僧侶及其他諸宗教師
 - 五、小學校教員

○其他父子兄弟同時に市會議員たることを得ず

市參事會員と父子兄弟たる縁故あるものも然り

(ワ)市會議員の年限及改選(名譽職)一任期四ヶ年

(カ)市會の議決すべき事件

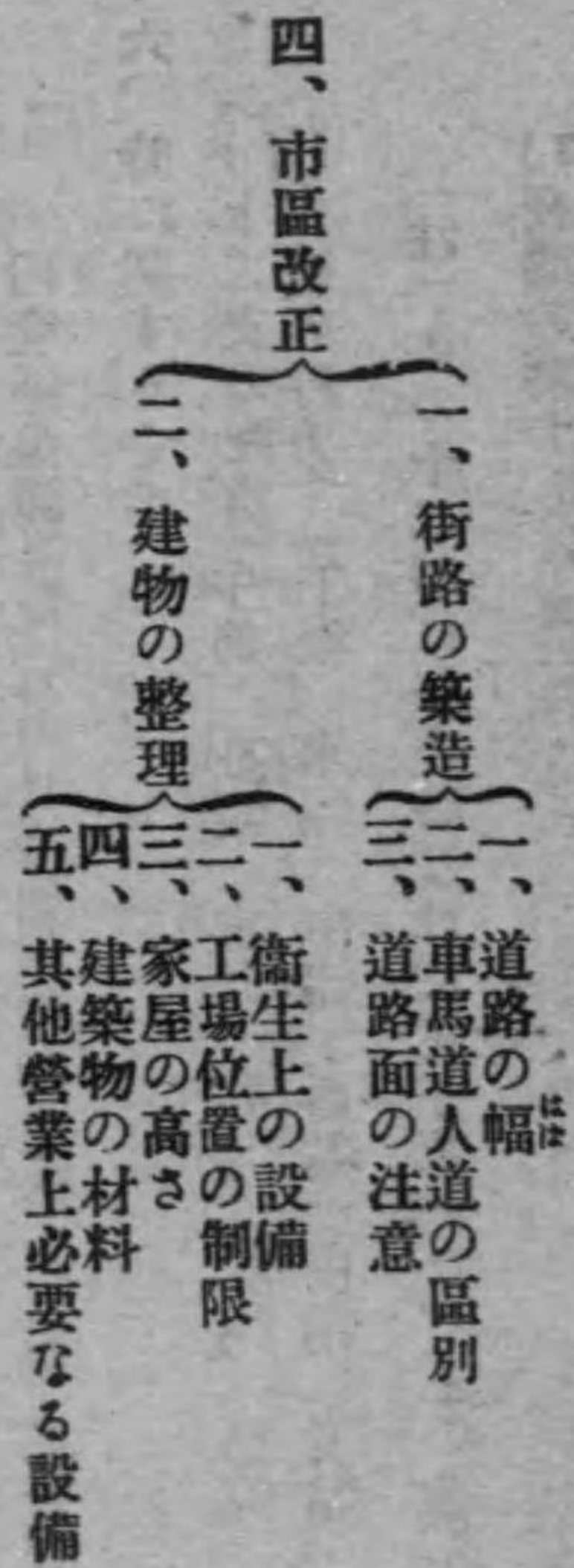
- (一)市條例及規則を設け並に改正すること
- (二)市費を以て支辨すべき事業、但し市長の處理する國の事務に要する費用は此限にあらず
- (三)歳入出豫算を定め豫算外の支出及豫算超過の支出を認定すること
- (四)決算報告を認定すること
- (五)法律勅令に定むるものを除くの外使用料手数料及夫役現品の賦課徴收の方法を定むること
- (六)市有不動産の賣買交換讓渡並に質入書入をなすこと
- (七)基本財産の處分に關すること
- (八)歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔をなし及權利の棄却をなすこと

(九)市有の財産及營造物の管理方法を定むること

(一〇)市吏員の身元保證金を徴し並に其金額を定むること

(一一)市に係る訴訟及和解に關すること

(ヨ)市税
 一、國稅府縣稅の附加稅
 二、直接又は間接の特別稅



五、市の衛生

(イ)衛生機關
 市衛生課 市醫 市衛生委員 衛生組合 衛生に關する諸會 避病院 衛生試驗所 檢疫所

(ロ)衛生事項
 街路の構造 建築物の注意 器具衣服飲食物の諸注意 汚物排除 湯屋、床屋、劇場其他 多人數群集の場所に要する注意取締 種痘 傳染病豫防 檢疫 消毒 交通遮斷 清潔法

(備考)

(一)八種傳染病と稱するもの左の如し

虎列刺 赤痢 腸窒扶斯 痘瘡 發疹窒扶斯 猩紅熱 實布理利亞 ベスト

此他染性のものは「マラリア」、感冒、麻疹、肺結核等なり

(二)消毒法 燒却 蒸汽消毒 煮沸消毒 藥物消毒

(三)清潔法 日常清潔法 定期清潔法 春秋二期 臨時清潔法 惡疫流行の時

(四)交通遮斷 一定の日時間傳染病患者ありたる家及其近隣交通を遮斷す

六、時に關すること

(イ)十二支の配當 午前 丑二時 寅三時 卯四時 辰五時 巳六時 午七時
古來の呼方 午後 未八時 申九時 酉十時 戌十一時 亥十二時 子十二時

(注)晝の十二時は午の時なれば正午といひ、その前を午前とし、その後を午後とす

(ロ)夜間の特初更(午後八時より全九時頃まで) 二更(十時より十一時まで) 三更(十二時より一時まで) 四更(午前二時より全三時まで) 五更(四時より)

(ハ)月の大小 大二、三、五、七、八、十、十二 小一、四、六、九、十一 但し二月は平年二十八日 閏年二十九日

○大小及閏年を記憶するには

○一、三、五、七、八、十や十二月日數三十一日と知れ

○二、四、六、九、十一は小なり

○閏年は四年に一度その年は、二月の末に一日を足す

(ニ)閏年に關する勅令 明治三十一年勅令第九十號を以て左の如く公布せられたり

神武天皇即位紀元年數の四を以て整除し得べき年を閏年とす但し紀元數より六百六十を減じて百を以て整除し得べきものうち更に四を以て其商を整除し得ざる年は平年とす

(ホ)西曆年數 我國紀元年數より六百六十を減じたるものなり

○大正五年 我國紀元 二千五百七十六年
西 曆 千九百十六年

(ヘ)曆の月齡 太陽曆の下段に「月齡」とあるは月の見え初むる日を「一」とするものなれば「〇」とあるは月の全く見えざる日なり故に月齡に一を加へたるものは陰曆の日數に相當するなり

(ト)十干 甲乙(木) 丙丁(火) 戊己(土) 庚辛(金) 壬癸(水)
五行 木、火、土、金、水、

○其頭の假名をとりて順次「キ、ヒ、ツ、カ、ミ」と記憶すへし
十二支 子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥

(子)十二月異名一月(臘月) 二月(如月、衣更着) 三月(彌生) 四月(卯月) 五月(早月、皐月) 六月

(水無月) 七月(文月) 八月(葉月) 九月(長月) 十月(神無月) 十一月(霜月) 十二月(師走、四極)

○此他尙種々の呼方あれども今は普通のものゝみを擧げたり

○旬二十日間をいふ(又「浣」とも稱す)

上旬(一日より十日まで) 中旬(十一日より二十日まで) 下旬(二十一日より三十日まで)

○朔日(一日をいふ) 晦日(月の末日をいふ)

(リ)二十四氣二曆中に約半月毎に特別の名稱を有する時節あり之を二十四氣と稱し年中時候の名なり

一月(小寒、大寒) 二月(立春、雨水) 三月(啓蟄、春分) 四月(清明、穀雨) 五月(立夏、小滿) 六月(芒種、夏至)

七月(小暑、大暑) 八月(立秋、處暑) 九月(白露、秋分) 十月(寒露、霜降) 十一月(立冬、小雪) 十二月(大雪、冬至)

○月毎に二氣ありて前者は大抵四五日の頃より七八日の頃までの間にあり後者は十八九日頃より二十三日頃までの間にあり

七、方位



(又)俗稱特別の季節

○寒二小寒の初より大寒の終まで三十日の間をいふ ○節分二立春、立夏、立秋、立冬の四季に移るときをいふ ○彼岸二春分、秋分の前七日間にして春秋皇靈祭の日を中日とす

○八十八夜二立春より八十八日目即ち五月一日若くは二日頃 ○入梅二大抵芒種の中頃なり

○半夏生二夏至より十一日目凡七月二日頃 ○二百十日二立春より二百十日目凡九月一日頃

○土用二四季の末十八日間 ○八專二壬子の日より癸亥の日に至る十二日間にして一年に六度あり其中丑、辰、午、戌、を間日として除き其餘の八日をいふ、雨多し、

加減算
九々表

1	2	3	4	5	6	7	8	9
9	8	7	6	5	4	3	2	1

乗除算
九々表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	1	天作五	三二	二二天作五	加一	下加四	下加三	下加二	下加一
2	2	4	六二	七二	加二	三二天作五	下加六	下加五	下加四
3	3	6	9	進一十	加三	天作五	四二	下加六	下加五
4	4	8	12	16	進一十	六四	五五	天作五	下加四
5	5	10	15	20	25	進一十	八二	六二	下加五
6	6	12	18	24	30	36	進一十	七四	下加六
7	7	14	21	28	35	42	49	進一十	八六
8	8	16	24	32	40	48	56	64	進一十
9	9	18	27	36	45	54	63	72	81

九、警察犯處罰令中最も輕き罪科にして其刑は拘留と科料とにして主として公德を輕んじ常識を缺くによりて犯す者多し今其重なるものを列舉せん

- 一、故なく人の居住若くは看守せざる邸宅建造物及船舶内に潜伏したる者
- 一、一定の住居又は生業なくして諸方に徘徊する者
- 一、合力喜捨を強請し又は強て物品の購買を求めたる者
- 一、乞丐を爲し又は爲さしめたる者
- 一、他人の業務に對し惡戯又は妨害を爲したる者
- 一、新聞紙雜誌其他の方法を以て誇大又は虚偽の廣告を爲し不正の行爲を圖りたる者
- 一、申込なき新聞紙雜誌其他の出版物を配付し又は申込なき廣告を爲し其代料を請求したる者
- 一、劇場寄席其他公衆會同の場所に於て會衆の妨害をなしたる者
- 一、人の飲用に供する淨水を汚穢し又は其使用を妨げ若くは其水路に障礙を爲したる者
- 一、河川溝渠又は下水路の疏通を妨ぐべき行爲を爲したる者
- 一、出入を禁止したる場所に濫に出入したる者
- 一、濫に他人の標燈又は社寺、道路、公園其他公衆用の常燈を消したる者
- 一、他人の田野、園圃に於て菜果を採摘し又は花卉を採折したる者
- 一、濫に他人の身邊に立塞がり又は追隨したる者
- 一、他人の身體物件又は之に害を及ぼすべき場所に對し物件を抛ち又は放射したる者

- 一、神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其の他之に類する物を汚漬したる者
- 一、一定の飲食物に他物を混じて不正の利を圖りたる者
- 一、公衆の目を觸るべき場所に於て醜態を爲したる者
- 一、街路に於て尿尿を爲し又は爲さしめたる者
- 一、濫に銃砲の發射を爲し又は火藥其他劇發すべき物を玩びたる者
- 一、家屋其他の建造物若くは引火し易き物の近傍又は山野に於て濫に火を焚く者
- 一、炮灸、洗滌、剥皮等を要せず其儘食用に供すべき飲食物に覆蓋を設けず店頭に陳列したる者
- 一、濫に犬其他の獸類を喚し又は驚逸せしめたる者
- 一、狂犬猛獸等の繫鎖を怠り逸走せしめたる者

○岡山縣警察犯處罰令

- 一、許可を得ずして社寺佛堂等を新設したる者
- 一、社寺佛堂以外の場所に神佛を祀り公衆の參拜をなさしめたる者
- 一、神佛の祭事其他の事故に託し故なく出費を促したる者
- 一、持主を詐り物品を販賣交換授與し又は抵當典物を爲したる者
- 一、住所氏名年齢職業等を詐稱し客店に投したる者

- 一、橋梁其他通行錢を拂ふべき場所に於て其定額を出さずして通行したる者
- 一、橋梁其他の場所に於て定額以上の通行錢を請求し又は故なく通行を拒みたる者
- 一、公衆の目に觸るべき場所に於て賭博に類する商業を營む者
- 一、奇異の扮裝を爲し制止を肯せずして路上を徘徊したる者
- 一、産婆分娩に立會せずして死産證書を交附したる者
- 一、食用の爲め生河豚を賣買授與したる者
- 一、炮灸洗滌剥皮等を要せず其儘食用に供すべき飲食物に覆蓋を設けず行商したる者
- 一、官公吏の督促を受け路傍の廁圍塵溜等の掃除又は修繕をなさざる者
- 一、墓地又は火葬場以外に於て埋火葬をなしたる者
- 一、埋没したる牛馬羊豚の死屍を發掘したる者
- 一、許可を得ずして官有の地所を使用し又は水面に工作物を設置し若くは其地形又は水面を變更したる者

- 一、河海又は其沿岸に施したる工作物を害するの行爲をなしたる者
- 一、許可を得ずして河海又は道路堤塘其他官有の地所に於て土石柴草等を掘取りたる者
- 一、土砂瓦石其他水中に沈滞すべき物件を港灣内に投棄し又は此等の物件及塵芥汚穢物の類を河川池沼

溝渠等に投棄したる者

一、街路其他公共の場所に植付ある樹木を採折し又は樹皮を毀損したる者

一、濫に家畜類を官有地又は他人の田畑園圃に放飼したる者

一〇、公德に關すること

(イ) 公德に適へる行爲

○學校其他公共の物は自己の物より大切に取扱ふこと ○夜間通行人の爲に街燈を點すること

○夏日行人の爲に湯茶を供すること ○夏日街路に撒水し又は日覆をなすこと ○街路の積雪及泥土を除去し通行人に便を與ふること ○標本其他の方法により道しるべをなすこと ○道路の損

所を修繕すること ○橋梁を架して通行を便にすること ○汚水を排除して公衆衛生をはかること

○道路の石其他危険の障礙物を取除くこと ○出火洪水其他不時の災害に際し消防其他の事に盡力し

若くは夜間通路を照し盡力せる人の便利をはかること ○公園内に腰掛其他種々の設備をなし遊覽

人の便をはかること

(ロ) 公德に就ての注意

○歩行の際は道路の左側を通行すべし ○道路にて通行人の妨害をすべからず ○街路に不潔の水

を撒布すべからず 街路其他の場所に於て痰唾を吐くべからず ○樂書すべからず

○通行人に對し罵詈惡口をなすべからず ○流車の切符を購入する際及乗場へ出づる際は自己の順位

の來るを待ち決して他人を押し除け先を争ふべからず ○乗車の時は下車する人の出で終るを待ち

て乗込むべし ○車室内にて座席を廣く占領し他人に迷惑をかくべからず ○乗客多き際には特

に自己の不便を忍び衆人の便利を圖るべし ○老人婦女及小兒等には特に便利を與ふべし

○夜間大聲を發して安眠を妨害すべからず ○演說會其他の公會及劇場諸興行場にては極めて靜肅な

るべし ○時間を嚴守すべし ○共同便所は特に注意して不潔ならしめざるやうすべし

○圖書館、陳列場、博物館、動物園、植物園、博覽會、共進會等の場内にありてはよく規則を守るべし

○公園内にては園内諸規則を守るべし ○各種の揭示、標札(例へば「此所に塵芥を捨つべからず」

「通行禁止」「車馬往來留」「無用の者入るべからず」等)の記載事項を守るべし

○自己若くは家族中傳染病に罹りたるときは之を隠蔽することなく速に之れが手續をなすべし

○河川にて汚物を洗ひ若くは有毒の液を流すべからず ○風上にて塵埃の掃除をなすべからず

○觀せ物其他興行場にては帽子を脱し洋傘をたゝみつとめて後方の人の便を圖るべし ○汚水を他人

の邸内に排除すべからず ○共同水道などにて場所を占領すべからず ○湯屋に於て高談雜語すべ

からず ○湯屋及床屋にては公衆衛生を守るべし ○毎夜就寢前に火の元の注意を怠るべからず

○無斷にて會合に缺席すべからず ○他人の物を借りて破損したるまゝ返すべからず

○借金返済の期限を怠るべからず ○甚しき重荷を曳きて道路を破壊すべからず

一一、未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三號）

- 一 未成年者は煙草を喫することを得ず
- 二 前條に違反したる者ある時は行政の處分を以て喫煙のために所持する煙草及器具を沒收す
- 三 未成年者に對して親權を行ふ者情を知りてこの喫煙を禁止せざるときは壹圓以上の科料に處す親權を行ふ者に代り未成年者を監督する者亦前項によりて處斷す
- 四 未成年者にこの目的に供するものたることを知りて煙草又は器具を販賣したる者は拾圓以上の罰金に處す

一二、辯護士、執達吏、公證人

イ 辯護士 訴訟當事者の委任を受け又は裁判所の命令に依り民事に於ては當事者の代理人となり刑事に於ては被告の辯護人となる

ロ 執達吏 區裁判所に屬し法律に従ひ訴訟に關する書類を送達し及動産に對する強制執行等の事を掌る

ハ 公證人 人民の囑託しよくたくに應じ民事に關する公正證書を作るを職務とす而して此證書は完全なる證據となり裁判所の命令を得て執行する力あるものとす

一三、進物に關すること

イ 場合 慶事、凶事、旅行、送別、歡迎、病氣見舞、火災水害等の見舞、季節（年玉、上巳、端午、中元、歳暮）

ロ 返禮 贈物を受けたりとて直に返禮すべきものにあらす宜しく時を見計らひ何となく返禮すべし且つ其品物は受けたる物の價額と同じきか若くは稍劣りたるをよしとす是れ先方の好意を空しくせざらんが爲めなり

ハ 熨斗 吉事 魚鳥鶏卵の類を除くの外は包紙に貼るか水引に挿む
凶事 附せず

ニ 水引 吉事 紅白を用ひ赤を右とし返し結びとす（婚禮には結び切りとす）
凶事 青白、黒水引若くは白元結を用ひ結び切りとす

ホ 包紙 半紙、美濃紙、奉書、杉原等を用ひ通常二枚重ねたるを正式とす

ヘ 表書 場合により種々の書式あれども普通に行はるゝもの左の如し

御祝儀、内祝、御初穂、御餞別、御贖、御結納、薄儀、御禮、御謝儀、御酒肴料、粗品、御香料
御菓子料、御香奠、御備、御布施、寸志

○此他物品の名を書くこともあり

ヘ 移り紙 贈物を受けたる時は白紙若くは移り紙を容器又は服紗に入れて返すを禮とす但し凶事又は見舞として受けたる時は之を附せず

一四、書翰に關すること

(イ) 認め方

○ 卷紙の場合

- 一、上下前後に程よき餘白をとり行と行との間もあまり狭からぬやうすべし
- 一、先方の宛名は本文と同じ高さよりかきはじむべし
- 一、月日は自己氏名の上に本文より一字程下げてかくべし
- 一、封筒の住所番地が二行にわたる時は町村名又は番地のわかれざるやうすべし
- 一、切手は必ず左肩に貼付すべし
 - 一 封筒に入るゝには表を内にして奥より巻き封筒の幅に淮じて之を折り天地の倒さまにならざるやう納むべし

○ 葉書の場合

- 一、葉書文は簡短明瞭なるべし
 - 一 表面の印紙を汚すべからず
- 一、繪葉書に限り表面三分一以内に本文を認むることを得るも其他は表面に住所氏名のみを認むべし
- 一、繪葉書に切手を貼付することを忘るべからず

○ 一般の注意

- 一、墨つぎは語句の切れ目になしみだりに途中にてつぐべからず
 - 一 卷紙封筒共に無色を正式とす

一、「御」の字及び先方の稱呼は行末にかゝぬやうすべし 一 死去報知の手紙には脇付を用ひず

一、「候」「候由」「候間」等の字を行頭に認めざるやうすべし

一、地名人名其他熟語を分割して二行にわたらざるやうすべし

一、墨色は一般に濃きをよしとす、但し凶事には濃からぬを禮とす

□ 尊稱 通常四種に區別す

(一) 閣下 高位高官の人に用ふ

(二) 殿 公文書に用ふ
あまり親密ならざる人に敬を主として用ふ
目下の者に用ふ

(三) 様 極めて親密なる人に用ふ

(四) 御中 團體に用ふ

ハ 脇付

一、書中の脇付 侍史 机下 座下 膝下 御許 各位

一、封筒の脇付 親展 直披 至急 平信 無事 貴答 貴酬 御返事

(二) 結尾例 敬具 早々 以上 謹言 勿々 不一 頓首 不備 不盡 (かしこ) (あなかしこ)

ホ 候の用法

過去 過ぎ去りし事柄
現在 今の事柄
未來 これから後の事柄

(注意) 表中○印は終止のみに用ふ

口語	用語	時及場合	用例
(一) ます	候	現在	御喜びの事と存じ候
(二) ました	候ひき 候ひし	過去	意外の事に候ひき 先日御依頼申置候件 過日御送附下され候ひし商品
(三) ましたが	候處 候ひしが	過去	暑さ酷しく相成候處 先日参上致し候ひしに生憎御不在にて 過日御送附致し候ひしが
(四) ますならば もしも...ました	候はば	未定	明日雨天に候はば中止致すべく候
(五) ますから ましたら	候へば	既定	本日は幸ひ日曜日に候へば午後より 後樂園に御供致すべく候 承り候へば
(六) ますから ましたから	候につき 候間、候故 候へば	理由	私儀昨日より病氣にて平臥致居候に付 本日缺席仕候間此段御届申上候也
(七) ますか ましたか	候か 候や	疑問	御様子如何に候か 御機嫌宜しく候や
(八) ますけれども ましたけれども	候へども	既定	昨日御申越相成候へども 種々盡力致し候へども賣行渉々しからず候

(九) ますども ましてども ませうども	候ふども	未定	今後如何なる事情差起り候ふども
(一〇) ます ませう	候はむ べく候	未定	明日位は到着致し候はむと存じ候 現品到着の上御送金致すべく候 して命令の場合に用ふ
(一一) ますさうな ましたさうな	候趣	傳聞	愈々本日御出發なされ候由(趣) 去る十日附御送附相成候由(趣)
(一二) ますまい(ませぬ) ますな	まじく候	未定	今後決して斯様の事は致すまじく候
(一三) まするやう ますやう	候やう	推定	十分御注意なされ候やう願上候
(一四) ませぬ	ず候、難く候 候はず、かね候		未だ到着致さず候 落手致し候はず

(へ) 送假名省略例

候、致候、願上候、仕候、存候、申候、相成候

(ト) 轉讀慣用例

下されたく(被下度)なされたく(被成度)なし下されたく(被成下度)仰せ付けられ(被仰付)
遊ばされ(被遊)入らせられ(被爲入)遊ばせられ(被爲遊)下さるべく(可被下)なさるべく

(可被成) 致すべく候 (可致候) 仕るべく候 (可仕候) 申すべく候 (可申候) 申し上ぐべく候
 (可申上候) これ有り候 (有之候) これなく候 (無之候) これあるべく (可有之) 相成るべく
 (可相成) 申さず (不申) 致さず (不致) 悪しからず (不悪) 取り敢へず (不取敢) 賀し奉り候
 (奉賀候) 願ひ上げ奉り候 (奉願上候) 存じ奉り候 (奉存候) 有り難く (難有) 仰せの如く (如仰)
 此の如く (如此) 手紙を以て (以手紙) 併しながら (乍併) 略儀ながら (乍略儀) 御面倒ながら
 (乍御面倒) 御届に及び候 (及御届候) 御照會に及び候 (及御照會候)

(子) 書翰文起草の際に注意すべき事項

(イ) 先方の身分の高下、學力、年齢等によりて斟酌すべきこと
 (ロ) 自己と關係の親疎 (イ、親族か、他人か)
 (ハ) 土地の遠近 (ロ、音信往來の親疎)

(ニ) 記述の際一應左記の條目を参照し必要の事項を書き漏さぬやう注意すべきこと

物件、數量、事實、場所、日時、目的

(ホ) 認むべき紙面 (端書、卷紙、半面封紙) の種類に應じ内容の取捨長短等を斟酌すべきこと

(ヘ) 發送の方法 (郵便か、幸便か、手人か)

(ト) 贈品に對する注意 (イ、使に持たしむるか、小包郵便によるか
 ロ、物品の種類)

(り) 時候の挨拶 一定し難けれど大體に分ちて二三の例を示さむ

一月 寒冷の候、嚴寒の候、寒氣凜冽の砌、寒さ厳しく候、(女) 寒さ一しほ身にしみ候、(女)

二月 除寒凌ぎ難く候處、春寒料峭の節、寒氣稍弛み候折柄、まだ春寒く候へども、(女)

おひく／＼に除寒もうすらぎ候、(女)

三月 追々春暖相催し、暖氣日に加はり候、おひく／＼暖かに相成候、(女)

四方の木の芽も春めき候、(女)

四月 春暖の候、百花爛漫の候、春色駘蕩の候、いづこの花も咲き出で候、(女)

五月 聊か暑氣を覺え候、新緑鮮かなる頃と相成候、花もいつしか青葉となりはて候、(女)

やう／＼暑さを催し候、(女)

六月 梅雨の候、日々鬱陶しく候、向暑の節、薄暑の砌、降りつゞくさみだれに日々寂しく候、(女)

梅雨の空はれてにはかに暑を催し候、(女)

七月 炎暑の節、暑氣甚しく候、昨今の暑さ一さはげしく候、(女) 暑さいと堪へがたく、(女)

八月 酷暑堪へ難く候、殘暑凌ぎ難く候、暑ささびしく候、(女) 殘る暑さはげしく候、(女)

九月 殘暑猶去り難く候、秋冷相催し候、朝夕は餘程暮しよく相成候、

野も山も秋の景色になりはて候、(女)

十月 秋冷の候、冷氣次第に相加はり候、朝夕は肌寒く覺え候、(女)やう／＼秋深くなり候、(女)
十一月 向寒の節、寒氣相催し候、日に増し寒さに向ひ候、(女)日あしもやう／＼短くなり候、(女)
十二月 寒氣次第に相増し候、歳末御多用の御事と存候、寒さ日に増し候、(女)年末さし迫り御多
忙と存じ候、(女)

一五、假名遣ひに關すること

(イ) わとは 泡あわ 皺しわ 鵜ひわ 鰯いわし 鳥芋くわの 硫黄ゆわう 蟬媚たわやか 爽さわやか
植うわる 座すわる 周章あわて 騒さわぐ 乾かわく 撓たわむ 弱よわし 幼いわけなし

○他は大抵「は」の假字と心得べし

(ロ) のとい、ひ 猪の 亥の 井の 居の 禮のや 豕のこ 膝行のざり 蛸のもり・田舎のなか
堰のせき 參まるる 爐のろり 蘭の

○他は大抵いの假字と心得べし

藍ある 紫陽花あぢさゐ 鳥芋くわの 髻髪うなる 紅くれなの 乞兒かたの 位くらの 宿直とのの
基もとの 率ひきゐ 用もちゐ 地震なる

○他は大抵「ひ」の假字と心得べし

○此外に語の中と下とにありて「い」とかくもの

熟睡うまい 柝候さいづち 權かい 悔くい 報むくい 老おい

(ハ) うとゆ 得う 飢う 植う 座う

「ゆ」の假字は語の中と下とにあるときは「ふ」と「う」とに紛るゝなり「ゆ」と書くべきは也行の活
くべき動詞に限る

○他は大抵「ふ」の假字と心得べし

(ニ) ゑ、え、へ 餌ゑ 繪ゑ 穢多ゑた 醜ゑぐし 槐ゑんじゆ 醉ゑふ 彫ゑる 咲ゑみ 烏帽子ゑばし
吐ゑつく 植ゑる 飢ゑる 智恵ゑる 坐ゑる 末ゑる 聲ゑる 杖ゑる 机ゑる 故ゑる 巴ゑもゑ
陶ゑる 稗ゑえ 笛ゑふ 榮螺ゑえ 鶴ゑえ 鏡ゑえ 甲ゑのえ 鯛ゑえとり 蒨黄ゑもゑぎ
轆ゑながえ 藜ゑひこばえ 覺ゑおぼえ 消ゑえ 榮ゑさかえ

○他は大抵「へ」と心得べし

(ホ) お、を、ほ 男をこ 雄を 小を 緒を 尾を 岑を 芋を 脈を 折をる 岡をか 女をんな
可笑をか 檻をり 時節をり 居をる 犯をかす 拜をかむ 萩をぎ 媒鳥をどり 遠方をち
愚戯をこがまし 怠をこたる 驕をこる 長をさ 箴をさ 幼をさなし 治をさむ 愛惜をしむ
鴛鴦をし 教をしへ 韋をしかは 踊をこる 伯父をち 叔父をち 老翁をち 一昨日をこつひ
晩稻をしね 甥をひ 桶をけ 斧をの 戦慄をののく 終をはる 女郎花をみなへし 蛇をろち

叫をめぐ 勇壯をうし 劫をびやかす

○他は大抵「お」と心得べし

薫かをる 紫苑しをん 柔しをり 萎しをる 嬋娟たをやか 申まをす 除々やをら 紅梅こをばい
青あを 魚うを 竿さを 十とを 功いさを 芭蕉ばせを 操みさを 水脈みを

○他は大抵「は」と心得べし

(へ) ぢ||網代あじろ 簀あじか 交まじる 雜まじる 著いちじるし 辱かたじけなし 挫くじく
抉くじる 蛭しじみ 弾はじく 詰なじる 聖ひじり 愁なまじひ 躑にじる 短みじかし 始はじめ
鹿尾菜ひじき 禁厭まじなひ 皆まなじり 務むじな 鎌やじり 頂うなじ 主あるじ 同おなじ
蛆うじ 雉きじ 籤くじ 甚いみじ 匙さじ 荒涼すさまじ 辻つじ 躑躅つゝじ 虹にじ 櫃はじ
躑つむじ 羊ひつじ 連むらじ 辟易たじろく 凍かじけ

○他は大抵「ち」と心得べし

(ト) す、づ||不す (打消のとき) 鼠ねすみ 雀すいめ 鱸すいき 漫すいろ 不意すいろ 涼すいし
イたゝすむ 準なすらふ 賜もす 葛くす 數かす 錫すい 鈴すい 疵さす 筈はす 蚯蚓みゝす
礎いしすゑ

○他は大抵「づ」と心得べし

一六、字音に關すること

(注) (一)内にあるは字畫の一部分に含めるもの、例へば(章)とあるは圍、
違、緯等をいふ

○の||爲 位 畏 遺 恚 (章) (委) 彙 (胃) (佳) (尉) ゐん||院 員 尹 允 (音)

ゐき||域 ゐつ||聿、鵠

○他は大抵「い」の假字なり又「す、つゆ、る」の下にあるは大抵「ゐ」なり

○ゑ||惠 慧 (會) (回) 衛 烏

ゑん||衰 (死) 冤 (爰) 垣 淵 圓 ゑつ||戍) 日

○他は大抵「え」と心得べし

を|| (烏) 惡 汚 汗 をん||温 穩 (哀) (死)

○他は大抵「お」と心得べし

○あふ|| (甲) 凹 壓 おう||應 (區) をう||翁 甕 瓮 嫗

○わう||往 (王) 皇 (黃)

○他は大抵「あう」と心得べし

○いう||有 (右) 尤 又 友 (憂) 郵 誘

いふ|| (邑) 揖

○他は大抵「ゆう」と心得べし

○こう||後 (口) 寇厚 (候) (髯) (公) (工) 孔 洪 控 関 肱 弘 興 恒 堯 后 肯

○こふ||業 怯 劫

かふ||合 (甲) (盍)

くわう||光 (廣) (皇) 荒 (黃) 宏 轟

○他は大抵「かう」と心得べし

○きふ||及 (給) 泣 急 翁 きゆう||弓 (宮)

○「きゆう」は「きう」と書くも妨なし他は大抵「きう」と心得べし

○きよう (共) 恭 菴 (巩) (句) 兕 興 矜 競 凝 形 行 刑

けう||喬 叫 曉 教 皎 梟 窈 堯 校 翹

けふ||叶 協 (夾) 業 脅 怯 劫

○他は大抵「きやう」と心得べし

○さふ||挿 雜 匝 颯 そう||恩 送 叢 (宗) 宋 走 (叟) (奏) 嗽 漱 (曾) 藪 蹤

○他は大抵「さう」と心得べし

○しふ||頁 集 習 澁 襲 拾 (十) しゅう||終 衆 蠱

○他は大抵「しゆう」と心得べし「しゆう」は「しう」と書くも妨なし

○しよう||鐘 (重) 誦 (公) (從) 春 棟 竦 稱 升 昇 證 勝 丞 蒸 承 乘 繩 仍

○せう||肖 (召) 小 (少) (焦) 笑 燒 椒 (蕭) せふ||聶 妾 走 涉 葉 決

○他は大抵「しやう」の假字と心得べし

○たふ||答 (沓) (内) 榻 どう||東 (同) (重) (童) (登) 藤 等 騰 (豆) 透 闢

冬 統 桶 讀 兜 賣

○他は大抵「たう」と心得べし

○ちふ||執 ちゆう||中 衷 蟲 誅 厨

○他は大抵「ちう」と心得べし「ちゆう」は「ちう」と書くも妨なし

○ちよう||重 (冢) 寵 (徵) 澄 てう||朝 (兆) (召) 趙 (周) 烏 吊 釣 條 糶 刁

てふ||葉 (占) 疊 輒

○他は大抵「ちやう」と心得べし

○のう||農 能 なふ||内

○他は大抵「なう」と心得べし

○にう||柔 乳 にふ||入

○ねう||饒 尿 溺 ねふ||捻 にやう||娘 嬢 によう||女

○ほう||争 (風 龐 豊 夢 封 (奉) (音) (朋) 邦 (矛) 眸 (謀) はふ||乏 法 (吳音にては「ほう」)

○他は大抵「ほう」と心得べし

○ひよう||氷 (瀉) へう||豹 (表) (票) (蓼) (苗) 眇 廟

○他は大抵「ひやう」と心得べし

○もう||蒙 (毛)

○他は大抵「まう」と心得べし

○めう||苗 廟 妙 (いづれも吳音なり)

○他は大抵「みやう」と心得べし

○よう||用 (容) (庸) (雍) (雁) 蠅 えう||岳 (要) (霍) (夭) (玄) 杏 えふ||葉 (厭)

○他は大抵「やう」と心得べし

○らふ||拉 (鐵) ろう||龍 (弄) (婁) 陋 漏

○他は大抵「らう」と心得べし

○りふ||立 りゆう||隆 龍

○他は大抵「りう」と心得べし「りゆう」は「りう」と書くも妨なし

○れふ||蠟 りよう||龍 (菱) れう||聊 了 (寮) (蓼) 料

○他は大抵「りやう」と心得べし

○かい||皆 開 (解) 改 海 蓋 (戒) (介)

○他は大抵「くわい」と心得べし

○ぐわい||外

○他は大抵「がい」と心得べし

○くわん||宦 (藎) 冠 寬 桓 (完) 關 (寰) (官) 患 緩 欸 (貫) (筭) 鹽 (元) 願 丸

○他は大抵「かん」と心得べし

○くわつ||舌 (骨)

○他は大抵「かつ」と心得べし

○かく||各 (雀) 革 核 角 覺

○他は大抵「くわく」と心得べし

○ち||ち(寺) (治) 尼 除 ちよ女 (余) (予) ちん陣 沈 塵 ちく(由) 竺 嗣 紐

ちつ帙 曜 呢 ちき直 ちやく著 ちよく (唇) ちゆつ (朮) ちゆう重 住 ちう頭

○他は大抵「じ」の假字と心得べし

一七、尺の種類及布帛の丈幅

- 曲尺||鯨尺の八寸に當る
- 呉服尺||鯨尺の九寸五分
- 文尺||一文は鯨尺の六分四厘

(一)幅

並幅||九寸乃至九寸五分

縮幅||大幅||一尺六七寸

中幅||一尺二三寸

唐棧||二尺八九寸

キャラコ||二尺四寸

フランネル||一尺七寸乃至二尺

セル及羅紗||三尺六寸内外

繭紬||二尺二三寸

金巾大幅||二尺四寸乃至二尺七八寸

天竺金巾||二尺

毛織子||二尺二寸

毛織子大幅||三尺六寸以上

唐天鷲絨||一尺四五寸

カシメル||二尺八寸乃至三尺

本場八丈織||一尺二寸

仙臺平袴地||一尺以上

木綿幅 並||八寸五分以上
中||一尺二三寸以上
大||一尺七八寸

(二)丈

本綿一反||二丈八尺

本場八丈織||三丈乃至三丈二尺

袴地一反 並||二丈五尺
二丈七尺

小供小倉||一丈三尺乃至一丈五尺

天竺金巾、金巾||四十ヤール||一釜

セル、カシメル、毛織子||三十ヤール||一釜

キャラコ||五十ヤール||一釜

一八、文典に關すること

(一)母音

(イ)清音||五十音中の母音を除きたるもの
(ロ)濁音||「ガギグゲゴ」等の如し
(ハ)半濁音||「バビブベボ」

(二)子音

(ニ)拗音||「キヤ、キユ、キヨ」等の如し

縮幅一反 中幅||二丈四尺
大幅||一丈四五尺

帶地 男 長||一丈
幅||五寸五分乃至六寸
女 長||一丈一尺
幅||一尺八寸乃至二尺

一ヤール||鯨二尺四寸

フランネル、羅紗||三十ヤール乃至五十ヤール||一釜

活動用詞																		
正格																		
活下二段			活上二段				活上一段											
ハ	ナ	タ	サ	カ	ア	ラ	ヤ	マ	ハ	タ	サ	カ	ワ	ヤ	マ	ハ	ナ	カ
教	兼	建	寄	受	得	下	報	恨	強	落	堀	起	居	射	見	干	似	着
へ	ね	て	せ	け	え	り	い	み	ひ	ち	し	き	ゐ	い	み	ひ	に	き
へ	ね	て	せ	け	え	り	い	み	ひ	ち	し	き	ゐ	い	み	ひ	に	き
ふ	ぬ	つ	す	く	う	る	ゆ	む	ふ	つ	す	く	ゐ	い	み	ひ	に	き
る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る
ふ	ぬ	つ	す	く	う	る	ゆ	む	ふ	つ	す	く	ゐ	い	み	ひ	に	き
れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ	れ

命令段は將然段に「よ」を附す

活四用段					音
ラ	マ	ハ	タ	サ	カ
刈	讀	戰	勝	押	書
ら	ま	は	た	さ	か
り	み	ひ	ち	し	き
る	む	ふ	つ	す	く
る	む	ふ	つ	す	く
れ	め	へ	て	せ	け
れ	め	へ	て	せ	け

○品詞 代名詞 動詞 形容詞 助動詞 助詞 副詞 接續詞 感動詞 助語

不定法 (將然) 連用 中止法 第一終止法 第二終止法 第三終止法 (連體法) (既定法) (命令)

○音

便

(イ)「き、し」は「い」に轉す
 (ロ)「か、く、は、ひ、ふ、へ、ほ、ま、み、む、り、や、ゐ、を、」は「う」に轉す
 (ハ)「ひ、ふ、ち、つ、り、」は促音に轉す
 (ニ)「に、み、び」は鼻音に轉す
 (ホ)略音(案内)を「あない」といふが如し
 (ハ)約音(善くあり)を「善かり」といふが如し

(ホ)促音につまる音
 (ハ)鼻音

變格	變格	變格	變格	活格	下格	用格	段
ラ有	ナ死	サ爲	カ來	カ蹴	ワ飢	ラ枯	ヤ消
ら	な	せ	こ	け	ゑ	れ	え
り	に	し	き	け	ゑ	れ	え
る	ぬ	す	く	ける	うる	ゆる	む
る	ぬ	す	く	ける	うる	ゆる	む
れ	ぬ	す	く	ける	うる	ゆる	む
れ	ぬ	す	く	ける	うる	ゆる	む

第四章 國家的材料

一、皇室に關すること

(イ) 皇族に稱ふるは太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太子孫、皇太子孫妃、親王妃、内親王、王、王妃、女王、を謂ふ

皇子より皇孫に至るまでは男を親王、女を内親王とす五世以下は男を王、女を女王とす (皇室典範第三十條第三十一條)

○現今の皇室

(一) 皇室

今上天皇 御名 嘉仁	明治 天皇 第三皇子	御降誕	明治十二年己卯八月三十一日
立太子	明治二十二年己丑十一月三日	御踐祚	大正元年壬子七月三十日
御即位式	大正四年十一月十日	御生誕	明治十七年甲申六月二十五日
御入興	明治三十三年庚子五月十日	御生誕	明治三十五年壬寅六月二十五日
皇后 宮 御名 節子	故從一位大勳位 公爵九條道孝公 第四女	御生誕	明治三十八年乙巳一月三日
皇太子 御名 裕仁	第一皇子	御生誕	明治三十四年辛丑四月二十九日
光宮 宣仁親王	第三皇子	御生誕	明治三十八年乙巳一月三日
澄宮 崇仁親王	第四皇子	御生誕	大正四年乙卯十二月二日

(ロ) 皇室皇族に對する敬稱

陛下に天皇、太皇太后、皇太后、皇后の敬稱
殿下に皇太子、皇太子妃、皇太子孫、皇太子孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王の敬稱

二、日本臣民の権利義務

(イ) 権利

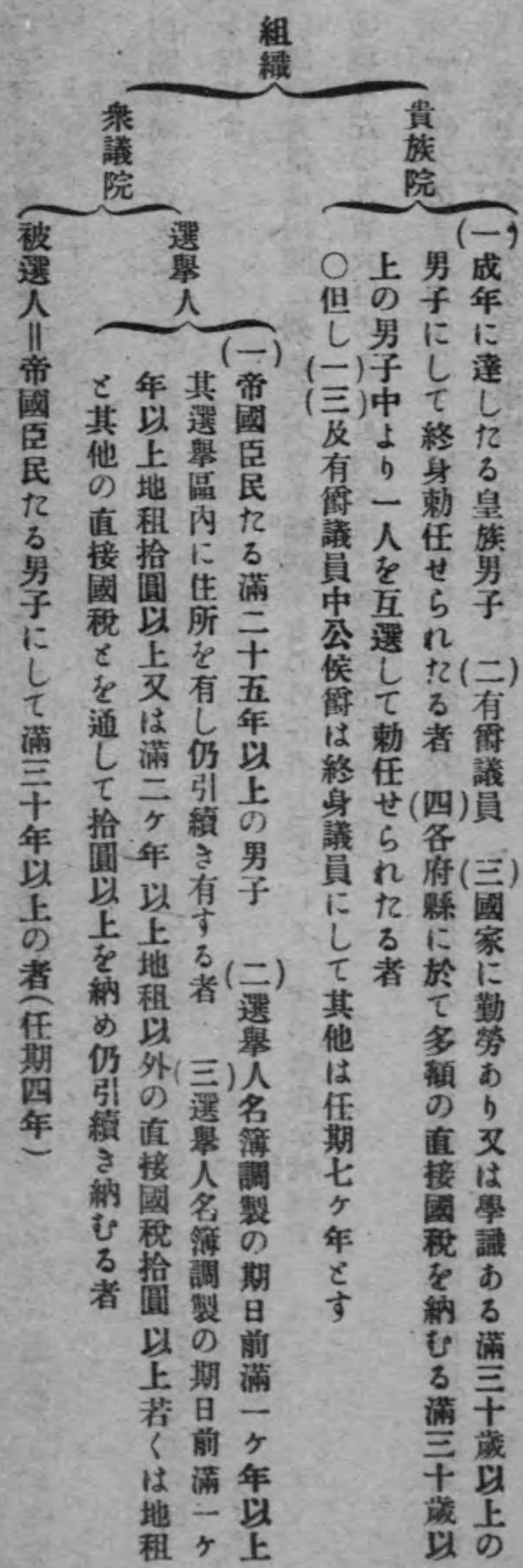
- (一) 法律命令の定むる所の資格に應じ均しく文武官に任せられ及其他の公務に就くことを得
 - (二) 法律の範圍内に於て居住及移轉の自由を有す
 - (三) 法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし
 - (四) 法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるることなし
 - (五) 法律に定めたる場合を除くの外其許諾なくして住所に侵入せられ及搜索せらるることなし
 - (六) 法律に定めたる場合を除くの外信書の秘密を侵さるることなし
 - (七) 所有權を侵さるることなし
 - (八) 安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す
 - (九) 法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す
 - (一〇) 相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に従ひ請願を爲すことを得
- (ロ) 義務
- (一) 法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す
 - (二) 法律の定むる所に従ひ納税の義務を有す

○以上は憲法の定むる所なれども日本臣民たるものは又國法命令を遵守すべき義務あることは勿論なり

三、樞密顧問官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議する至高の顧問なり然れどもたゞ意見を上奏するに止まり施政に關ることなし

○組織 議長、副議長 顧問官 二十八名 書記官長一名、書記官三名

四、帝國議會 國民をして立法及行政に參與せしむるの目的を以て一般人民より代表すべき議員を選出し之れが公論によりて立法行政の資料となさんが爲に組織したる憲法上の機關なり



○帝國議會は貴衆兩議院相合して構成するものにして各獨立しては議會の權限を行ふ能はざるものなり

五、内閣ニ國務各大臣を以て組織し總理大臣は各大臣の首班として機務を奏宣し旨を受けて行政各部の統一を保持す

○國務大臣は内閣に列して天皇を輔弼するの外各省大臣として一省の事務を統理す

○現今左の九省大臣あり（宮内大臣は國務大臣にあらず）

- (一) 外務大臣ニ外國に關する政務の施行、外國に於ける帝國商事の保護及外國在留帝國臣民に關する事務を管掌し外交官領事官を指揮監督す
- (二) 内務大臣ニ神社、地方行政、議員、選舉、警察、土木、衛生、地理、宗教、出版、著作權、賑恤及救濟に關する事務を管掌し地方長官を指揮監督す
- (三) 大藏大臣ニ政府の財政を總轄し會計、出納、租稅、國債、預金、保管物及銀行に關する事務を管掌し府縣郡市町村及公共組合の財務を監督す
- (四) 陸軍大臣ニ陸軍軍政を管理し陸軍軍人軍屬を統督す
- (五) 海軍大臣ニ海軍軍政を管理し海軍軍人軍屬を統督す
- (六) 司法大臣ニ司法行政事務、民事、刑事、非訴訟事件、戶籍、監獄及出獄人保護に關する事を管理し

檢察事務を指揮し裁判所及檢事局を監督す

(七) 農商務大臣ニ農、工、商、水産、林野、鑛山、發明、意匠、商標及地質に關する事務を管掌し所轄諸部を監督す

(八) 逓信大臣ニ郵便、電信、電話及航路標識に關する事務を管理し電氣、造船及運輸に關する事業並に航海、船舶及海員を監督す

(九) 文部大臣ニ教育及學藝に關する事務を管理し直轄學校を監督す

六、地方官廳ニ道廳(一) 府(三) 縣(四十三) 臺灣總督府 樺太廳 朝鮮總督府

七、租借地

關東州ニ明治三十八年十二月二十二日の日清條約により清國より租借し關東都督府を置きて帝國の主權を行はしむ

八、地方自治體

- (一) 府縣會 選舉人ニ府縣内の市町村公民にして市町村會議員の選舉權を有し一年以來直接國稅年額參圓以上を納むる者
- (二) 府縣參事會 府縣知事府縣高等官の中より内務大臣の命する會員二名
- (三) 府縣知事及府縣吏員 府縣會議員中の互選會員(府一八名、縣一六名)

(口) 郡の自治機關

- (一) 郡會 選舉人 郡内の町村公民にして町村會議員の選舉權を有し直接國稅參圖以上を納むる者
- (二) 郡參事會 郡長、郡會議員中より互選したる名譽職五名
- (三) 郡長及郡吏員

○備考 縣會議員の數は人口七十万未満は三十人、七十万以上は五万を加ふる毎に一人を増し百万以上は七万人を加ふる毎に一人を増す我岡山縣は三十八人なり

郡會議員の數は十五名乃至三十名を定員とし狀況により内務大臣の許可を得て四十人まで増すことを得

九、裁判所 天皇の名に於て司法權を行ふ

區裁判所 各府縣に數ヶ所を置き單獨制最下級

通常裁判所 地方裁判所 區裁判所の上にあり各府縣に一箇を置き三人の合議制

控訴院 地方裁判所の上にあり東京、大阪、名古屋、廣島、長崎、仙臺、函館に置き五人合議制

大審院 東京にあり七人の合議制

特別裁判所 陸海軍の軍法會議、領事廳の如く特別法律にて定まりたる裁判所をいふ

(注) 單獨制 一人の判事にて裁判するをいふ 合議制 三人以上の合議にて裁判するをいふ

一〇、法律

法律 國內法 公法 憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法
私法 民法、商法
國際法 公法、私法

○刑法 不敬罪、叛逆罪、兇徒を集め罪人を匿す等世の靜謐を害する罪、貨幣偽造、傳染病隱蔽、風俗を害する罪、殺人、財産を害する罪、警察罰を犯す罪

○民法 人民相互間の權利義務、家の成立、親族間の關係、相續に關する事、所有權、地上權、質物抵當物に關する權利、貸借買賣上に關する權利義務

○私權 財產權 物權 種類、効力、得喪
債權 種類、効力、得喪
親族權 親族、戸主、婚姻、親子、後見
相續

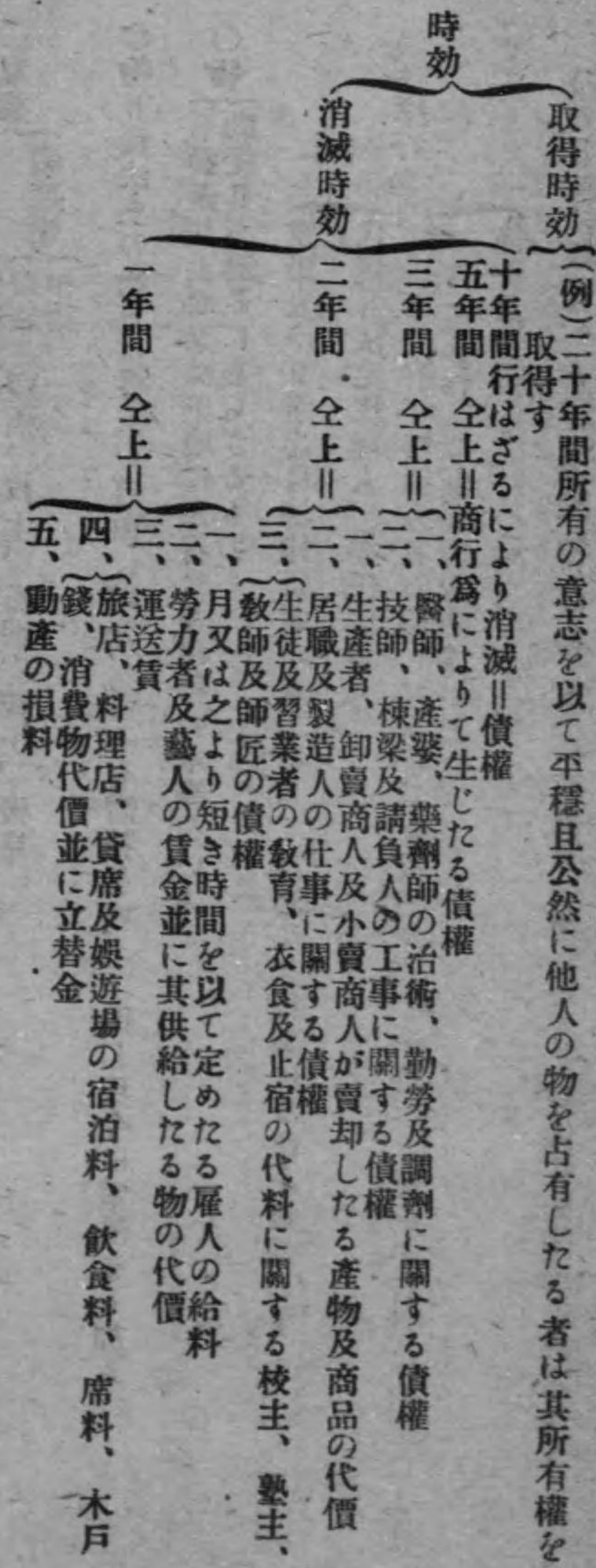
○物 民法上の物とは各人が自由に處分し得る有體物をいふ (但し現今は電流をも加ふ)

○物 不動産 土地又は土地に定着せる建物竹木等をいふ
動産 不動産にあらざるもの

意思表示 意志は法律行為の基本にして意志なき行為は法律上無効とす

○法律行為 代理 法定代理人、委任代理人
無効及取消 無能力者の爲したる行為は取消すことを得べく無効の行為は追認により其効力を有す
條件及期限

○時効 時の経過によりて或權利を取得し又は或權を消滅したりと見做す法律上の推定なり



○時効中斷の事由 || 一、請求 二、差押、假差押又は假處分 三、承認

○物權 || 直接に物の上に行はれ一般の人に對抗することを得る權利なり

物權の効力 || 一、物の支配 二、對物訴訟 三、優先權 四、追及權

物權の種類 (主) || 占有權、所有權、地上權、永小作權
(從) || 地役權、留置權、先取特權、質權、抵當權

○債權發生の原因 || 契約、事務管理、不當利得、不法行為

- (イ) 契約 || 二人以上の意志の合致にして法律上の効果を生ずるものにして其種左の如し
贈與、賣買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇傭、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解
- (ロ) 事務管理 || 義務なくして他人の爲に事務の管理を始めたる者は其事務の性質に従ひ最も本人の利益に適すべき方法によりて其管理を爲すことを要す
- (ハ) 不當利得 || 法律上の原因なくして他人の財産又は勞務により利益を受け之が爲に他人に損失を及ぼしたる者は其利益の存する限度に於て之を返還する義務を負ふ
- (ニ) 不法行為 || 故意又は過失によりて他人の權利を侵害したる者は之によりて生じたる損害賠償の責に任ず

○無能力者

未成年者 (年齢二十年未満のもの)

禁治産者 (瘋癲白痴等に心神喪失の状態にありて自ら財産を管理し處分する能力なき者に對して裁判所が財産を治むることを禁ずるをいふ)

准禁治産者 (禁治産者の如く心神喪失の常況にあらずとも智能の發達作用不十分なるもの又は財産を濫費し公益に反し累を親戚に及ぼすものに對し法律上自由に財産をすることを禁せらるゝをいふ)

妻

○無能力者は法定代理人、保佐人又は夫の同意を得るにあらざれば法律行為をなすことを得ず

○法律上人の住所 || 事實上生活の根據となれる地

居所 || 一時所用ありて旅行したる地

一一、税

○法人
 公法人 府縣都市町村等行政上の公共團體
 私法人 社團法人 人の集合體
 財團法人 無主財産の集合體

○税の種類
 國稅 中央政府の財政維持のため國庫に納むる租稅
 府縣稅 府縣の費用に充つるもの
 市町村稅 市町村稅の費用に充つるもの

○國稅
 直接 地租、所得稅、營業稅等の如く納稅者と其稅の負擔者とが全く同一なるもの
 間接 酒造稅、砂糖消費稅の如く納稅者か一時之を納むともつまり他人なる消費者が負擔するもの

國稅の種類
 地租、所得稅、營業稅、酒造稅、酒精及酒精含有飲料稅、麥酒稅、醬油稅、自家用醬油稅、砂糖消費稅、賣藥稅、礦產稅、礦區稅、取引所稅、兌換銀行券發行稅、沖繩縣酒類出港稅、噸稅、印紙稅、狩獵免許稅、登記稅、民事訴訟印紙料、輸入稅、相續稅

○印紙稅法摘要

(一) 財産權の創設、移轉、變更、若くは消滅を證明すべき證書帳簿及財産權に關する追認若くは承認を證明すべき證書を作成する者は此法律に依り印紙稅を納むべし

(二) 證書に關しては一通毎に其記載金高五圓以上のものに限り記載金高一萬分の五の割合を以て印紙稅を納むべし但し印紙稅額五拾圓となりたるときは五拾圓に止め壹錢未滿は壹錢に切上ぐるものとす

(三) 左に掲ぐる證書、帳簿に關しては證書は一通毎に帳簿は一冊一年以内の附込に對し下に定むる所の印紙稅を納むべし

一、委任狀	貳錢	一、約束手形	金高壹千圓以下	五拾錢	全	五千圓以下	拾錢
			壹萬圓以下	貳拾錢	全	貳萬圓以下	五拾錢
			參萬圓以下	四圓	全	五萬圓以下	七圓
			拾萬圓以下	四圓	全	拾萬圓以上	七圓

一、印紙稅參錢を納むべきもの左の如し
 爲替手形、銀行預金證書、船荷證券、運送貨物引換證、倉荷預證券、倉荷買入證券、保險證券、株券、債券、株式申込證、地上權、永小作權、地役權に關する證書、使用貸借、貸貸借、雇傭、寄託、定期に關する契約證書、定款及組合契約證書、權利の變更に關する證書、追認承認に關する證書、物品切手、賣買仕切書、送狀、受取書、金高記載なき證書、擔保品差入證書、擔保品預證書、通帳(但し判取帳は貳拾五錢とす)

(四) 印紙稅を要せざるもの左の如し

官廳又は公署より發する證書帳簿、官廳又は公署に奉職する者の職務上發する證書帳簿、國庫金の取扱に關し發する證書、慈善又は公共事業の爲にする金員物件の寄附に關し人民より官廳若くは公署に提出する證書、俸給、給料、歳費、手當金、賞與金、年金、恩給金、扶助料、旅費及救

恤金の受取書、金五圓未満の爲替手形、約束手形、營業に關せざる受取書、金高五圓未満若くは金高記載なき送狀、受取書又は賣買仕切書、主たる債務の證書に併記したる擔保契約、證券の裏書及手形裏面に記載したる受取書、株券債券の譲渡を證明すべき裏面記載、手形の引受、保證手形及證券の拒絕證書、手形及證券の複本謄本

○地租

○税率 内地 地價百分の二個半
北海道 當分地價百分の一

○免租地 公立學校地、鄉村社地、墳墓地、用水悪水路、溜池、堤塘、井溝、鐵道用地、禁伐林、公衆の用に供する道路

○増徴 一、市街宅地 地價百分の十七個半 二、郡村宅地 地價百分の五個半
三、其他の土地 地價百分の三個

○納期 一、市街宅地 七月中 五分 翌年一月中 五分
二、郡村宅地 畑方山林原野牧場 九月中 五分 十一月中 五分
三、田方 自十二月十六日 間二分五厘 翌年二月中 二分五厘
至一月十五日 三月中 二分五厘 五月中 二分五厘

(注) 此外北海道鹿兒島縣等に對する特則あれとも之を略す

○所得稅

第一種 會社、銀行

第二種 公債、社債の利子の收入あるもの

第三種 勤勞所得 給料取り
資産所得 商工業者、辯護士、醫師などの類

勤勞所得 納稅者の一年の總收入壹千圓までは稅務署にてその一割を天引き 殘額九百圓より更に五拾圓を引きて八百五拾圓にて課す

又一割を引きたる殘額七百圓までは更に百圓を引きたる殘六百圓に對して課す

又一割を引きたる殘額五百圓までは百五拾圓を引きたる殘參百五拾圓に對して課す

資産所得 勤勞所得の如く千圓までは五拾圓を、七百圓までは百圓を、五百圓までは百五拾圓を引きたる殘額に對して課するものなれども最初一割の天引をなさず

(注意) 課稅の歩合は千分の二十五、即ち百圓に對して貳圓五拾錢の割なり

第三種は年額總收入約四百四拾五圓を最低額とす

年額壹千圓以上の收入に對しては最初一割の天引をなすのみにて再度の割引をなさず

届出は毎年四月中にして前年の納稅地と生年月日とを記入すべきこと若し之を書き落すときは公民權を失ふことあり

○營業稅

(一) 物品販賣業〔賣上金額 \parallel 卸賣 \parallel 萬分の五
建物賃貸價格 \parallel 千分の四十

小賣 \parallel 萬分の十五
從業者 \parallel 一人毎に金壹圓

○免稅〔政府より發行する印紙切手類の賣捌、自己の採掘又は採取したる礦物の販賣、度量衡の製作修履賣買、一箇年賣上金額千圓未満の物品販賣業等

(二) 銀行業、保險業〔資本金額 \parallel 千分の二
金錢物品貸付業〕

建物賃貸價格 \parallel 千分の四十

從業者 \parallel 一人毎に金壹圓

○免稅 \parallel 資本金五圓未満の金錢物品貸付業

(三) 倉庫業 \parallel 資本金額 \parallel 千分の二

建物賃貸價格 \parallel 千分の十
從業者 \parallel 一人毎に金壹圓

(四) 製造業、印刷業、寫真業〔資本金額 \parallel 千分の二
從業者 \parallel 一人毎に金壹圓

建物賃貸價格 \parallel 千分の四十

○免稅〔職工勞役者を通じ二人以上使用せざる製造業、印刷業及寫真業
資本金額五百圓未満の製造業

(五) 運送業、運河業、棧橋業、船渠〔資本金額 \parallel 千分の二
業、船舶碇繋場業、貨物陸上業〕

從業者 \parallel 一人毎に金壹圓

○免稅二人以上を使用せざる運漕業

(六) 鐵道業 \parallel 收入金額 \parallel 千分の十

從業者 \parallel 一人毎に金壹圓

(七) 土木勞力請負業 \parallel 收入金額 \parallel 千分の十

從業者 \parallel 一人毎に金壹圓

○免稅 \parallel 請負金額一ヶ年千圓未満

(八) 料理店業 \parallel 建物賃貸價格 \parallel 千分の六

從業者 \parallel 一人毎に金壹圓

○免稅 \parallel 雇人三名以上に至らざる料理店

(九) 旅人宿業 \parallel 建物賃貸價格 \parallel 千分の四十

從業者 \parallel 一人毎に金壹圓

○免稅 \parallel 木賃宿及使用人三人以上に至らざるもの

(一〇) 公なる周旋業、代辨業〔報價金額 \parallel 百圓毎に金壹圓
仲立業、仲買業〕

從業者 \parallel 一人毎に金壹圓

○免稅 \parallel 一箇年の報價金額百圓に至らざる公なる周旋業代辨業及仲買業

(一) 増徴 \parallel 特別税法により税額の十五割

(注) 納税の義務ある營業者は毎年一月三十日迄(新に開業する者は其際)に業名及課税標準を

詳記して税務署に届出づべし

○内地諸税納期

一月〔地租第三期(田方の二分五厘)前年十二月十六日より本月十五日まで
市街宅地租後半期分 本月十五日より二月末日まで

二月〔地租第四期(田方の二分五厘) 一月十日より本月末日まで
酒造税第三期

- 三月〓地租第五期 (田方の二分五厘) 所得税(第三種)後半期分 酒造税第四期
 四月〓 〓
 五月〓地租第六期 (田方の二分五厘) 四月一日より本月三十一日まで 營業税半期分
 六月〓 〓
 七月〓市街宅地租前半期分 本月一日より八月三十一日まで 酒造税第一期
 八月〓 〓
 九月〓地租第一期 (畑方、郡村宅地山林原野等の五分) 所得税(第三種)前半期分
 十月〓酒造税第二期 十六日より三十一日まで
 十一月〓地租第二期 (畑方、郡村宅地山林原野等の五分) 營業税後半期分
 十二月〓地租第三期 (田方の二分五厘) 十六日より翌年一月十五日まで
- 二、兵役に關すること

- (イ) 義務年齢 (重罪に處せられたる者の外満十七年以上滿四十年迄の男子は兵役に服するの義務あり
 (但し滿十七年以上の者は志願により服役することを得)
- (ロ) 常備兵役 (現役〓陸軍三年、海軍四年にして二十歳に至りたるもの之に服す
 豫備役〓陸軍四年四月、海軍三年にして現役を終りたる者之に服す)
- (ハ) 後備兵役〓陸軍十年、海軍五年にして常備兵役を終りたる者之に服す

(ニ) 補充兵役〓陸軍十二年四月、海軍一ヶ年にして其年所要の現役兵員に超過する者の中より之に服せしむ

(ホ) 國民兵役 (第一〓後備兵役及第一補充兵役を終りたる者之に服す
 第二〓常備、後備、補充及第一國民兵役に非ざるもの之に服す)

(現役注意)〓陸軍現役歩兵科兵卒にして勤務を習得したる者は當分の内服役二年の終に於て歸休せしめらるゝこと、爲れるも同時に又戦時若くは事變の際其他軍事必要ある場合には在營の期間を伸縮し又は所要の人数を限り歸休せしめらるゝことあり

(國民兵役の注意)〓期限滿るも戦時事變に際し又は臨時演習觀兵の舉ある時、航海中若くは外國駐割中は其期を延すことあり

○適齡届〓二十歳未滿にして現役を終へたる者及現役中の者の外は毎年一月一日より十一月三十日迄に滿二十歳となる者は其年の一月中に、十二月一日より同月三十一日迄に滿二十歳となる者は翌年一月中に、又學校若くは外國に在るの故を以て猶豫せらるゝ者にして二十八歳若くは三十二歳迄に其事故止みたる者は十四日以内に書面を以て(戸主に非るものは戸主より)本籍の市町村役場に届出をなすべし

○猶豫に關すること

(イ) 在校者 満十七歳以上二十八歳以下にして官立學校（小學校及撰科別科等を除く）府縣立師範學校中學校若くは文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校若くは文部大臣の認可を経たる學則により法律學政治學理財學を教授する學校に在る者は本人の願により満二十八歳迄徵集を猶豫す其事故二十八歳迄に止み又は之を過ぐるも仍ほ止まざる者は抽籤法に依らずして之を徵集す

(ロ) 在外者 韓國、露國領沿海洲、露國領薩合連、清國、香港、廈門以外の外國に在る者（韓國に在る者を除く）は本人の願により徵集を猶豫す、但し満三十二歳までに歸朝する者は抽籤法に依らずして之を徵集す、三十二歳を過ぐる者は國民兵役に服せしむ

○延期に關すること

(一) 體格完全且強壯なるも
身幹未満足尺者
疾病中又は病後にして
勢役に堪へざるもの
次年に於て仍ほ徵集に適せざる者は國民兵役に服せしむ

(二) 公權の剝奪若くは停止を附加すべき輕罪の爲め訊問若くは拘留中の者

(三) 徵集に應ずる時は其家族自活し能はざる者（本人の願による）其事故三ヶ年を過ぐるも仍ほ止まざる者は國民兵役に服せしむ

一三、爵位勳章に關すること

(イ) 爵位 爵 華族の戸主に授くる榮譽の名稱（公、侯、伯、子、男）
位 華族高等官其他國家に功勞ある者に授く（正從各八階）

(ロ) 勳章 大勳位菊花大綬章 寶冠章（八等） 勳一等旭日桐花大綬章
旭日章（八等） 瑞寶章（八等）金鷄勳章（功一級より七級まで）

(ハ) 褒章 紅綬褒章 己の危難を顧みず人命を救助したる者に賜ふ
黃綬褒章 私財を獻納し海防の事業をたすけたる者に賜ふ
綠綬褒章 孝子節婦義僕等にして德行の卓絶せるもの又は實業に勵精し衆民の模範たるべき者に賜ふ
藍綬褒章 學術技藝の發明改良著述教育、慈善衛生防疫等の事業、學校病院の建設、道路河渠堤防橋梁等の修築、田野の開墾、森林の栽培、生産の繁殖、農工商業の發達に關し公衆の利益を興し成績の著しきもの又は公共事業に勵勵し功勞の著しきものに賜ふ

一四、官吏の階級に關すること

(イ) 親任官 勅任官中特別なるものにして其辭令書には 天皇陛下親ら御名を記されたる後御璽を鈐し内閣總理大臣之に副署して任するもの

(ロ) 勅任官 内容勅命によりて任命するもの
形式 御璽を鈐したる辭令書を以て任命す

(ハ) 奏任官 天皇が大臣の奏薦によりて任命せらるるもの

(ニ) 判任官 官吏の最下級にして所屬長官之を任免す

勅任官||高等官二等級以上 貴族院勅選議員 兩院議長及副議長

官吏||勅任官||親任官、普通勅任官 高等官一等級
奏任官||高等官三等級以下九等迄
判任官

一五、祝祭日に關すること

四方拜||(一月一日) 天皇陛下國土の安泰にして臣民の幸福ならんことを天神地祇に祈らせ給ふ日なり

紀元節||(二月十一日) 歴世 天皇の太祖神武天皇の始めて皇位に即かせ給ひし日なり

天長節祝日||(十月三十日) 祝賀式を行はせられ百官の拜賀を受けさせ給ふ日なり

元始祭||(一月三日) 歳の首に皇位の元始を祝して祖宗皇靈を祭らせ給ふ日なり

明治天皇祭||(七月三十日) 天皇陛下の御父君の崩御せさせ給ひし日なり

春季皇靈祭||(三月春分日) 歴代 天皇の皇靈を祭らせ給ふ日なり

神武天皇祭||(四月三日) 神武天皇の崩し給ひし日なり

天長節祭||(八月三十一日) 聖上御降誕日にして宮中に於て御祭儀あり

秋季皇靈祭||(九月秋分日) 春季皇靈祭に全し

神嘗祭||(十月十七日) 天皇親ら新穀を伊勢大廟に捧げ給ふ祭典なり

新嘗祭||(十一月二十三日) 天皇新穀を諸神に奉り御自も聞食し給ふ日なり

一六、陸海軍に關すること

○地久節||(六月二十五日) 皇后陛下の御誕生日なり

師團位置||近衛(東京) 第一(東京) 第二(仙臺) 第三(名古屋) 第四(大阪) 第五(廣島) 第六(熊本)
第七(旭川) 第八(弘前) 第九(金澤) 第十(姫路) 第十一(善通寺) 第十二(小倉) 第十三(高田)
第十四(宇都宮) 第十五(豊橋) 第十六(京都) 第十七(岡山) 第十八(久留米)

○海軍區劃及鎮守府

第一(横須賀鎮守府) 第二(吳鎮守府) 第三(佐世保鎮守府)
第四(舞鶴鎮守府) (關東州海軍區(旅順鎮守府))

軍艦數||戰艦(一二) 巡洋戰艦(八) 一等巡洋艦(九) 二等巡洋艦(二三) 一等海防艦(五) 二等海防艦(二三) 一等砲艦(四) 二等砲艦(五) 一等驅逐艦(二) 二等驅逐艦(二四) 三等驅逐艦(四六)
合計百三十一隻

水雷艇||一等水雷艇(一六) 二等水雷艇(一〇) 潛航水雷艇(一五) 合計四十一隻
艦艇類別の標準||巡洋艦(一等(七千噸以上) 二等(七千噸未満)) 海防艦(一等(七千噸以上) 二等(七千噸未満)) 砲艦(一等(八百噸以上) 二等(八百噸未満))
驅逐艦(一等(千噸以上) 二等(千噸未満) 六百噸以上) 水雷艇(一等(百二十噸以上) 二等(百二十噸未満) 六百噸未満)

... 卷之八 目錄

... 卷之八 目錄

... 卷之八 目錄

... 卷之八 目錄

... 卷之八 目錄

... 卷之八 目錄

... 卷之八 目錄

... 卷之八 目錄

... 卷之八 目錄

附 錄

普通算術各種問題集

1, 符 號 算

1. $3794 - 63 \times 54 + 432 \div 4$ ヲ計算セヨ
2. $(621 + 56 - 77) \times (6 - 4) \div 25$ ヲ計算セヨ
3. $\{28 + (32 \times 5 - 18 \div 3)\} \div \{(32 + 58) \div 9 \times 7 + 90\}$ ノ値ヲ求ム

2, 間 隔 算

1. 電信柱2本アリ相距ルコト400間ナリ此間ニ等距離ヲ隔テ、15本ノ電信柱ヲ立テントス其間隔ヲ問フ
2. 長サ153間ノ堤防ニ9間宛ヲ隔テ、松樹ヲ植エントス何本ヲ植ユベキカ
3. 池ノ周圍3500間アリ茲ニ20間宛隔テ、櫻ヲ植ヘ又其間ニ3本宛柳ヲ植ヘント欲ス各幾本ヲ要スルカ
4. 三月十五日ニ於テ100日前トハ何月何日ノコトナルカ
5. 平重盛ハ紀元1839年享年42歳ニシテ薨ス然ラバ公ハ紀元何年ニ生レシカ
6. 平年ノ一月一日ガ水曜日ナルトキハ翌年ノ一月一日ハ何曜日ナルカ

3, 普 通 算

1. 50錢銀貨1箇ヲ有スル人3錢切手9枚ヲ買ヒ殘金ニテ葉書ヲ買ヘリ葉書ノ枚數及ビ其釣錢如何
2. 蜜柑500個ヲ若干人ニ分與セントスルニ一人ニ付40個宛トスレバ20個不足スベシ其人員如何
3. 縦28間横35間ノ耕地ノ内ニ一邊ノ長サ8間ナル正方形ノ蓮池ヲ堀ルトキハ殘リ幾坪ナルカ
4. 兄弟二人アリ兄ハ月俸25圓弟ハ20圓ナリ而シテ弟ハ毎月13圓ヲ費セルニ兄ハ28圓ヲ費スヲ以テ常ニ弟ノ補助ヲ仰ケリ此狀況ニテ二年ト八ヶ月ヲ經バ弟ハ何圓貯蓄スルカ
5. 一瓶82錢ノ葡萄酒7瓶ト一瓶23錢ノ麥酒13瓶トヲ買フニ五圓札2枚ヲ出シテ釣錢2圓25錢ヲ受取リタリト云フ釣錢ノ勘定ニ

誤リナキカ若シ誤リアラハ幾何違フカ

4. 大小二數算

1. 大小二數アリ其和ハ51ニシテ其差ハ13ナリ各數ヲ問フ
2. 人アリ金112圓ヲ以テ金銀時計各一個ヲ購ヒシニ金時計ハ銀時計ヨリ68圓高價ナリキト云フ各々價ヲ問フ
3. 舟子ノ靜水ニ於テ舟ヲ漕クニ一時間ニ3哩ノ割合ナルアリ今流水ヲ漕ギ下ルコト9時間ニシテ45哩ノ地ニ達セリ流水ノ速サヲ問フ
4. 毎時半里ノ速サヲ以テ流ル、河ヲ3時間ニ4.5里漕ギ上ル可キ舟夫ハ此河ヲ15里漕ギ下ルニ幾時間ヲ要スルカ

5. 圖解算

1. 甲ハ乙ヨリ70錢多ク所持スルガ故ニ兩人ノ所持金ヲ合スレバ8圓トナルト云フ兩人ノ所持金如何
2. 某數アリ其3倍ニ5個ヲ加ヘタルハ其5倍ヨリ19個ヲ減シタルニ等シ某數ヲ求ム
3. 金2000圓ヲ甲乙丙三人ニ分配スルニ甲ハ乙ノ2倍ヨリ45圓少ク受ケ乙ハ丙ヨリ35圓多ク受クト云フ各人ノ所得如何
4. 父7500圓ヲ三子ニ分與スルニ長子ノ所得ハ次子ノ2倍ヨリ百六拾圓少ク次子ハ末子ヨリ四百圓多シトスレバ各子ノ所得幾何
5. 雀ト鳩ト合セテ40羽アリ鳩ノ數ハ雀ノ數ノ3倍ナリ各幾何ナルカ
6. 甲乙丙ノ三數アリ甲乙ノ和ハ35乙丙ノ和ハ25甲丙ノ和ハ30ナリ各幾何

6. 鶴龜算

1. 鶴ト龜トアリ頭數ハ26ニシテ足數ハ70ナリ鶴龜各幾匹居ルカ
2. 鶴ト龜トアリ其數合セテ40ナリ其足數ハ138ナリト云フ鶴ノ數龜ノ數各幾何
3. 或人金435錢ヲ受取リタルニ20錢銀貨ト五錢白銅貨トヲ混ジテ其數合計6個アリタリト云フ各貨ノ數ヲ問フ
4. 或展覽會ノ入場料大人ハ7錢小兒ハ3錢ナリ入場人數合セテ1247人ノ時入場料7645錢ナリト云フ大人及小兒ノ數ヲ問フ

7. 過不足算

1. 或教師生徒ニ半紙ヲ分ツアリ8枚ヅツ分クレバ9枚足ラズ7枚ヅツ分クレバ6枚餘ルト云フ生徒ノ數ト半紙ノ數トヲ問フ
2. 柿ヲ子供ニ分配スルニ各々7ツヅツ與フレバ3ツ不足シ6ツヅツ與フレバ5ツ餘ルト云フ子供ノ數及柿ノ數如何
3. 彈藥ヲ兵士ニ分配スルニ各々ニ8包ヅツ與フレバ14包不足シ6包ヅツ與フレバ20包餘ルト云フ兵數ヲ問フ

8. 追ヒカケ算

1. 兎ハ1分間ニ110間ヲ走リ犬ハ156間ヲ走ル犬ハ兎ヨリ後方322間ニアラハ幾分ニシテ後追ヒ及ブベキカ
2. 騎兵ハ1時間ニ80町歩兵ハ32町宛進ム今騎兵ハ歩兵ヨリ6時間後レテ出發セリ歩兵ニ追及ブ迄ノ時間ヲ求ム
3. 甲船ハ毎時5里ヲ走リ乙船ハ2里ヲ走ル此2船同時ニ同所ヲ發シ反對ノ方向ニ航スル事9時間ノ後或用事アリテ甲船乙船ヲ追ハントス幾時ノ後追及ブベキカ
4. 或人某地ニ行クニ毎時36町ヲ歩マバ定刻ヨリ2時間後ル可キニヨリ毎時63町走ル車ニ乗リシニ1時間早ク到着セリト云フ某地ノ距離如何

9. 歸一算

1. 毎時10時間働キ6日ニ成效スベキ業ヲ毎日12時間働カバ幾日ニシテ成效スベキカ
2. 毎日9.5時間働キ75日ニ成效スベキ業ヲ毎日12.5時間働カバ幾日ニシテ成效スルカ

10. 茶算

1. 上茶10斤下茶8斤ヲ買ヒ12圓80錢ヲ拂ヘリ而シテ下茶1斤ノ價ハ上茶1斤ノ價ヨリ20錢安シト云フ各1斤ノ價ヲ問フ
2. 甲乙丙三種ノ砂糖アリ甲種9斤ト乙種5斤ト丙種10斤トヲ買ヒ5圓51錢5厘拂ヘリ而シテ1斤ニ付甲種ハ乙種ヨリ2錢5厘高ク乙種ハ丙種ヨリ3錢5厘高シト云フ各一斤ノ價ヲ問フ
3. 上茶15斤下茶9斤ノ代金合計10圓59錢ナリ又各1斤ノ代金合計83錢ナリ各一斤ノ價ヲ問フ

11, 等 分 算

- 18人ノ商人各々金450圓ヲ出ス可キ約束ニテ某ノ事ヲ始メシニ同盟中事故アリテ三人出金セズ依ツテ殘人員ニテ平等ニ之ヲ補ハントス一人ニ付幾何ヲ増加ス可キカ
- 梨3個ト桃8個トハ其價相當シ而シテ梨15個ノ價ハ24錢ナリト云フ桃1個ノ價ヲ問フ
- 絹75反ノ價ハ縮緬28反ニ金2圓ヲ添ヘタルニ等シ而シテ絹1反ハ6圓ナリ縮緬1反ノ代價ハ幾何ナルカ
- 絹120反ヲ720圓ニ賣リ5反ノ元價ヲ利セリ1反ノ元價ヲ問フ
- 甲乙兩人同所ヨリ同時ニ同方ニ向ヒ出發シ甲ハ毎日12里宛進ミ中途ニテ乙ノ3日路丈ケ歸リ再ビ前方ニ進ミ乙ト同時ニ先方ニ達セリ而シテ其總日數18日ナリ乙毎日ノ行程如何

12, 除 ケ 算

- 甲乙相距ルコト105里ナリ甲ヨリ發セシ人ハ毎日12里乙ヨリ發セシ人ハ毎日9里宛ノ速度ヲ以テ同時ニ相向ツテ出發セリ3日ヲ經バ兩人相距ルコト幾何、7日ヲ經バ兩人相距ルコト幾何、兩人ノ出會フ處ハ甲地ヨリ何里ノ場所ニ當レルカ
- 或人136里ノ道ヲ毎日12里宛歩ミ4日ヲ經テ足ヲ痛メタリ依リテ以後毎日8里宛ニ減ジテ步行セリト云フ此道中幾日ヲ費シシカ
- 脚夫アリ毎日9里宛步行シテ162里ノ道ヲ經テ先方ニ達シ歸路ニハ往路ニ費シ、日數ヨリ2日少ク且ツ終リノ日ハ只4里半ヲ歩ミシト云フ歸路毎日ノ旅程幾里ナリシカ
- 兩人同時ニ同所ヲ發シテ反對ノ方ヘ行クニ毎日甲ハ12里乙ハ8里歩ム幾日經バ兩人相距ルコト160里トナルカ斯クノ如ク兩人12日間歩ミシ後速度ヲ換ヘテ還ルトキハ乙ガ原位ニ着シタル後甲ノ歸着ヲ待ツコト幾日ナルカ

13, 還 元 算

- 桶ニ油アリ其内ヨリ三升七合ヅツ16回酌ミ出シ、ニ尙ホ殘リ1斗五升アリシト云フ最初ノ油ノ量ヲ問フ
- 某數ニ5ヲ乘シ3ヲ引キ2ニテ除シ8ヲ乘シ12ヲ加ヘ25ニテ除シ

タルニ4トナレリト云フ某數如何

- 如何ナル數ノ16倍ニ5ヲ加ヘナバ13ノ8倍トナルカ

14, 親 子 算

- 父子アリ其年齡ノ和ハ60ナリ而シテ父ノ年ハ子ノ年ノ4倍ナリト云フ父子各幾歲ナルカ
- 兄弟二人アリ兄ハ25歲弟ハ13歲ナリ今ヨリ何年前ニ兄ノ歲ハ弟ニ3倍シタルカ
- 50歲ノ父ガ20歲14歲8歲ノ三子ヲ有ス此三子ノ年齡ノ和ガ父ノ歲ニ等シクナルハ幾年ノ後ナルカ

15, 蝸 牛 算

- 蝸牛アリ高サ20尺ノ竿ヲ上ルニ晝ハ5尺上リ夜ハ3尺下ルト云フ幾日ノ後頂上ニ達スルカ
- 長サ35間ノ列車ガ每秒11間ノ速度ヲモツテ長サ130間ノ鐵橋ヲ通過シ終ルニハ幾秒ヲ要スルカ

分 數

16, 還 元 算

- 某數ノ $\frac{8}{27}$ ハ $3\frac{2}{3}$ ナリト云フ某數ヲ求メヨ
- 水ヲ滿シタル桶アリ其 $\frac{3}{10}$ ヲ汲ミ出シテ尙ホ3斗1升5合存スト云フ桶ノ容量ヲ問フ
- 某數ニ其ノ $\frac{3}{7}$ ヲ加フレバ $3\frac{3}{41}$ トナルト云フ某數ヲ求メヨ
- 某數ノ $\frac{3}{8}$ ノ $\frac{2}{7}$ ノ $\frac{5}{6}$ ハ4個ナリト云フ某數如何
- 或ル人砂糖一樽ノ $\frac{5}{8}$ ヲ所持ス今其 $\frac{2}{5}$ ヲ賣リテ6圓ヲ得タリト云フ本樽ノ價何程ナルカ
- 某數ヨリ其 $\frac{4}{15}$ ヲ減シタル殘リノ $\frac{5}{8}$ ハ22個ナリト云フ某數如何
- 一竿ノ $\frac{3}{8}$ ヲ赤色ニシ $\frac{2}{5}$ ヲ青色ニシ $\frac{1}{6}$ ヲ黃色ニセリ而シテ尙ホ殘レル部分3寸5分アリ竿ノ全長ヲ問フ
- 或ル人所持金ノ $\frac{1}{8}$ ヲ費シ又殘リノ $\frac{1}{4}$ ヲ費シテ尙80圓餘レリト云フ初メノ所持金ヲ問フ
- 或ル人所持金ノ $\frac{1}{5}$ ト $\frac{2}{7}$ ト $\frac{3}{10}$ トヲ費シタルニ尙ホ48圓餘レリト此人最初幾何ノ金ヲ所持セシカ
- 水ヲ滿セル桶アリ其 $\frac{1}{5}$ ヲ汲ミ出シ而ル後1斗5升ヲ汲ミ出シタ

ルニ尙ホ全桶ノ半ヲ殘セリ全桶ノ容量ヲ問フ

17, の 算

1. 玄米ヲ搗クトキ其ノ $\frac{1}{5}$ ヲ減ズト云フ4斗6升ノ玄米ヨリ幾許ノ白米ヲ得ベキカ
2. 學校ノ生徒360人ニシテ内 $\frac{7}{18}$ ハ女子ナリ男女各々何人ナルカ
3. 30,000圓ヲ貯藏セル人アリ其ノ $\frac{3}{2}$ ヲ長子ニ與ヘ其殘リノ $\frac{5}{9}$ ヲ次子ニ與ヘ其殘リヲ以テ1坪4圓ノ地所ヲ買ヒタリト云フ地所ノ坪數ヲ問フ
4. 糖蜜一斤ニ付41錢ニテ24斤入一樽ヲ買ヒシニ $\frac{3}{8}$ ハ漏リ出シ殘リヲ1斤ニ付キ95錢ニテ賣リタリ損益幾何ナルカ
5. 農夫一人ニテ16時間ニ苺ヲ盡スベキ草ヲ子供來リテ5時間助ケシニヨリ12時間ニ苺ヲ盡セリ子一人ニテ苺ヲバ幾時間ヲ要スベキカ

18, 式 算

1. $73 + 5\frac{1}{4} - 0.036 + \frac{6}{11}$ ヲ計算セヨ
2. $5\frac{3}{7} \times \left\{ \left(7\frac{3}{4} + 4\frac{1}{6} \right) \div 1\frac{7}{12} \right\}$ ヲ計算セヨ
3. $\frac{\frac{5}{8}}{\frac{7}{26}}$ ヲ簡單ニセヨ
4. $\frac{\frac{1}{3} + \frac{1}{2}}{2\frac{4}{5} - 1\frac{3}{10}}$ ヲ簡單ニセヨ
5. $1 + \frac{1}{1 - \frac{1}{1 + \frac{1}{1 - \frac{1}{2}}}}$ ヲ簡單ニセヨ

19, 倍數除法算

1. 甲乙2工アリ甲ハ8日ニテ或業ヲナシ乙ハ12日ニテ之ヲナス兩人共ニ其業ヲ執ラバ幾日ニシテ卒フ可キカ
2. 甲乙兩人協力シテ一事業ヲナサバ12日ニシテ卒ル可シ今共ニ働クコト3日ニシテ殘業ヲ乙一人ニテ27日ニ卒フト云フ各一人ニテナサバ幾日ヲ要スベキカ
3. 農夫アリ一日耕セバ4畝一日耘レバ8畝一日植ウレバ6畝ノコ

トヲナスト云フ今一人ニテ耕耘植ノ三業ヲ勤ムル時ハ一日幾畝ノコトヲナシ得ベキカ

4. 二管ニテ水槽ノ水ヲ出スニ甲管ノミ用フレバ25分間ニツキ乙管ノミ用フレバ20分間ニツク今甲ヲ用フルコト8分間ニシテ乙ニ換フルトキハ其後幾分間ニツク可キカ
5. 3工アリ一事業ヲナスニ甲ハ毎日8時間ヅツ働キ6日ヲ要シ乙ハ毎日6時間ヅツ働キ5日ヲ要シ丙ハ毎日9時間ヅツ働キテ4日ヲ要ス今此3人協力シテ其業ヲ2日ニ卒ンニハ毎日幾時間ヅツ働クベキカ
6. 兄ハ或田地ヲ9日ニ耕シ弟ハ其 $\frac{2}{3}$ ニ當ル田地ヲ12日ニ耕スト云フ今此兩田ヲ兄弟協力シテ耕ストキハ幾日ヲ要スベキカ

20, 最大公約數算

1. 7石8斗7升5合ノ桶ト4石3升2合入ノ桶トアリ各桶ニ滿ツル水ヲ丁度幾杯カニテ汲ミ干ス可キ柄杓ノ最大ナルモノ、容量ヲ問フ
2. 大筆805本水筆1311本眞書1978本アリ。今此筆ヲ各種別々ニ分チ同ジ大サノ最モ多ク入ル、事ノ出來ル袋ヲ作ラムトスルニ用紙ヲナルベク少數ニテ濟マサムトス何本入レノ袋ヲ作ルベキカ
3. 甲乙ノ二街アリ其ノ長サ甲ハ1320間乙ハ825間也。此二街ニ柳ヲ植ウルニ街ノ兩端ニモ柳ヲ植ウベキモノトシ柳ト柳トノ距離ヲ甲乙ソレゾレ等シク柳ノ數ヲ成ルベク少クセムトス柳ノ數如何。

21, 最小公倍數算

1. 12秒毎ニ鳴ル鐘ト16秒毎ニ鳴ル鐘トガ同時ニ鳴リタル時ヨリ其次ニ再ビ同時ニ鳴ルマデノ秒數ヲ問フ
2. 夫々ニ5,6,7,8,9,10秒毎ニ鳴ル六個ノ鈴ガ同時ニナリタルトキヨリ再ビ同時ニ鳴ル迄ノ時間ヲ問フ
3. 48個ノ齒ヲ有スル齒車ト132個ノ齒ヲ有スル齒車トガ嚙ミ合フ時ハ小輪幾回轉スレバ同シ齒ト同シ齒トガ再ビ嚙ミ合フニ至ルカ

- 電信柱ハ30間ツツ隔テ電話柱ハ24間ツツ隔テ電燈柱ハ86間ツツ隔テ、道側ニ立ッ此道ノ中ニ甲乙二橋アリ甲橋ノ上ニモ乙橋ノ上ニモ此三柱相並ビ而シテ此兩橋間ニ三柱相並フ所三ヶ所アリ兩橋間ノ距離ヲ問フ
- 6デ割リテモ5殘リ8デ割リテモ5殘リ9デ割リテモ5殘ル様ナル數ノ最小ナルモノヲ索メヨ
- 三月三日ガ甲子ナレバ次ノ甲子ハ何月何日ナルカ
- 甲子ト月曜トガ同日ナルコトハ一年内ニ二度アルカ

珠算科定式

壹位乗算

- $19529 \times 2 = 39058$
- $92841 \times 3 = 278523$
- $28373 \times 4 = 113492$
- $37746 \times 5 = 188730$
- $46065 \times 6 = 276390$
- $46265 \times 7 = 323855$
- $37714 \times 8 = 301712$
- $28237 \times 8 = 225896$
- $93288 \times 9 = 839592$
- $41909 \times 9 = 377181$

貳位乗算

- $2458 \times 23 = 56534$
- $4972 \times 54 = 268488$
- $5629 \times 61 = 343369$
- $6978 \times 87 = 607086$
- $4798 \times 99 = 475002$
- $2863 \times 61 = 174643$
- $9571 \times 72 = 689112$
- $7425 \times 83 = 616275$
- $8936 \times 94 = 839984$
- $1498 \times 95 = 142310$

壹位除算

- $123456 \div 2 = 61728$
- $246789 \div 3 = 82263$
- $503600 \div 4 = 125900$
- $123450 \div 5 = 24690$
- $525852 \div 6 = 87642$
- $639044 \div 7 = 91262$
- $333053 \div 7 = 47579$
- $495704 \div 8 = 61963$
- $707424 \div 8 = 88428$
- $234567 \div 9 = 26063$

貳位除算

- $98760 \div 15 = 6584$
- $11914 \div 23 = 518$
- $21182 \div 34 = 623$
- $28260 \div 45 = 628$
- $58128 \div 56 = 1038$
- $65325 \div 67 = 675$
- $44252 \div 74 = 568$
- $80070 \div 85 = 942$
- $55000 \div 86 = 639...46$
- $12348 \div 98 = 126$

參位乗算

- $248 \times 654 = 162192$
- $365 \times 486 = 177390$
- $679 \times 245 = 166355$
- $841 \times 527 = 413207$
- $898 \times 687 = 616926$

參位除算

- $489976 \div 146 = 3356$
- $772848 \div 432 = 1789$
- $346368 \div 528 = 656$
- $645236 \div 864 = 746...692$
- $697984 \div 779 = 896$

珠算加減算練習題

17.618	4.68	73.138	23.689
54.366	7.21	58.210	-) 15.306
19.538	3.84	21.530	34.592
39.744	9.65	18.490	-) 14.385
68.508	1.30	73.610	-) 27.838
33.219	3.68	54.985	192.660
54.732	19.53	17.615	-) 83.971
14.983	73.68	31.792	107.530
75.495	24.95	58.308	-) 180.003
19.835	13.67	14.976	305.902
398.038	162.19	422.654	342.870
65.916	3.210	71.692	16.490
23.892	1.520	9,523.839	32.720
54.617	7.944	5,847.398	18.930
92.538	5.813	8,931.070	39.620
31.549	3.716	5,823.917	-) 53.800
98.665	1.655	9,835.416	14.900
71.349	5.831	9,538.210	-) 18.900
84.653	1.947	3,819.517	-) 23.615
35.719	14.607	9,833.600	-) 14.970
51.453	53.900	3,908.570	-) 10.305
610.351	100.143	67,133.229	1.070
7.98	3,821.740	19,523.650	7.285
1.43	9,563.780	38,723.610	1.649
5.72	3,811.600	98,873.671	5.316
6.98	5,793.210	47,356.238	9.678
1.65	4,406.830	92,321.589	5.319
4.98	3,961.210	43,673.582	3.685
3.65	5,018.492	31,029.500	2.897
1.48	3,951.800	98,581.660	1.358
7.14	4,321.589	35,029.400	5.684
5.82	1,329.865	18,768.133	6.917
46.83	45,980.116	523,881.033	49.788

	387.420	1,923.650	39,524.880
—)	158.900	9,871.300	94,782.300
	368.890	37,524.610	35,669.200
	505.900	15,923.715	54,214.629
	133.299	43,125.880	35,804.239
—)	137.905	93,562.172	90,213.249
—)	11.780	1,953.890	50,583.761
	35.880	5,923.718	19,843.213
—)	1,035.800	9,536.173	30,783.050
—)	13.900	3,845.796	10,980.613
	73.104	222,890.904	462,399.134
	162.300	2,821.629	385,921.310
—)	153.888	9,813.542	196,843.518
	371.649	—)10,160.000	330,563.491
—)	165.834	—) 1,158.900	530,852.630
	347.908	3,653.288	980,731.210
—)	168.938	1,724.510	380,964.500
	507.320	—) 958.210	917,581.306
—)	351.000	—) 1,530.050	241,623.890
	921.518	—) 1,983.715	95,362.837
—)	1,083.705	182.619	180,368.238
	387.330	2,404.713	4240,812.930

~~~~~

明治四十三年六月十八日印刷  
明治四十四年六月二十三日發行  
明治四十四年四月廿五日增訂發行  
大正二年四月廿七日訂正發行  
大正三年四月廿七日訂正發行

編著者 岡山市立岡山商業學校

發行所 森博文堂

岡山市中之町

【市民教育資料與附】



發行者 森房治  
岡山市中之町拾七番地

印刷者 市川休太郎  
岡山市四中山下八拾五番地

印刷者 市川魁進堂  
岡山市四中山下八拾五番地

27/5  
7

終

